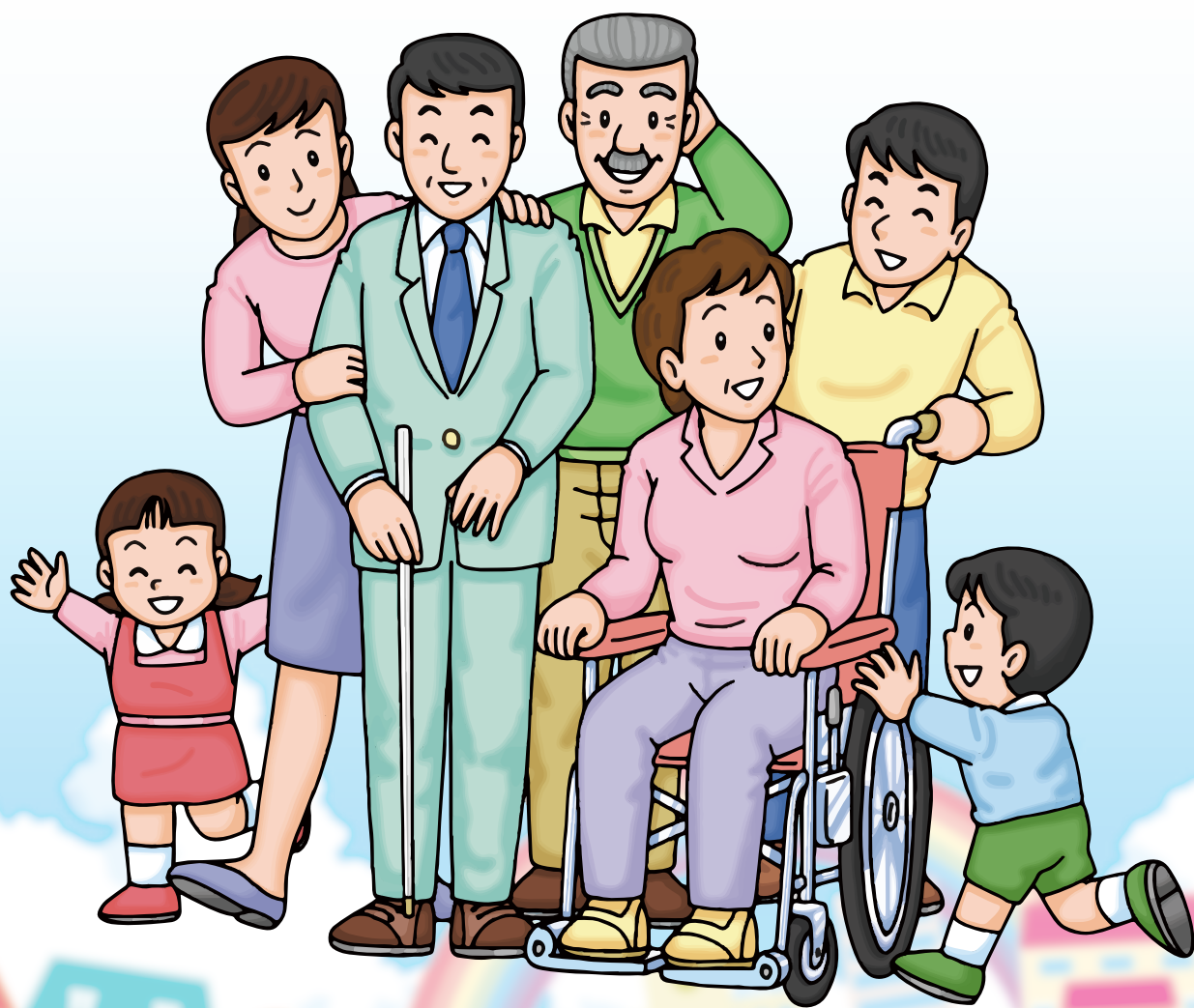


佐伯市障がい者計画(第3次)

佐伯市障がい福祉計画(第5期)

佐伯市障がい児福祉計画(第1期)



平成30年3月



大分県佐伯市

# ごあいさつ



近年、障がいのある人を取り巻く状況は、大きく変化しています。環境整備の側面に目を向ければ、障がい者の日常生活を支える障がい福祉サービスなどを謳った「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が平成 25 年に施行され、障がいのある人に対する差別をなくすことを目的とした「障害者差別解消法」が平成 28 年に施行されるなど、障がいのある人にとって暮らしやすい環境を整えるための法整備が進んでいます。

大分県においても「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本市では、平成 26 年 3 月に「佐伯市障がい者計画（第 2 次）」、平成 27 年 3 月に「障がい福祉計画（第 4 期）」を策定し「共生社会の実現」を目標として障がい福祉行政の推進を図ってきました。

今回、計画の満了に伴い、その成果と課題を踏まえ、障がい者福祉施策の更なる充実を図るため、計画の見直しを行うとともに、児童福祉法の改正により「第 1 期障がい児福祉計画」を新たに策定しました。

本計画に基づき「障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す」を基本理念として、障がい者福祉に対する理解と認識をより深め、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくりに推進してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見ご協力を賜りました障害者福祉計画等策定委員各位、アンケート調査にご協力いただきました方々及び関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

佐伯市長

田中利明



# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	5
（1）法的根拠	5
（2）他の計画との関係	5
3 計画の期間	5
4 計画における障がい者の定義	6
5 計画の策定体制	8
（1）佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の開催	8
（2）パブリックコメントの実施	8
（3）アンケート調査の実施	8
第2章 障がい者の状況	9
1 人口動態	9
（1）人口構造（5歳階級別男女別人口）	9
（2）年齢3区分別人口推移	10
2 障がい者の状況	11
（1）障害者手帳保持者の状況	11
（2）身体障がい者の状況	12
（3）知的障がい者の状況	16
（4）精神障がい者の状況	18
（5）難病（特定疾患）、発達障がいについて	19
3 障がい者調査からみる生活実態	20
（1）収入の状況	20
（2）悩みごとや心配ごとの相談相手	21
（3）外出時に困ることや心配	22
（4）福祉施策を充実させるために力を入れて欲しいこと	23
（5）障がい福祉サービスの利用状況	24
4 障がい福祉サービス提供事業所の状況	26
（1）障がい福祉サービス提供事業所一覧	26
（2）事業所調査結果	27
第3章 計画の推進体制	30
1 関係機関との連携	30
2 計画の進捗管理及び点検	30

## 第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	35
3 施策の体系	36
第2章 分野別施策の方向	37
1 生活支援	37
（1）相談支援体制の充実	37
（2）在宅福祉サービスの充実	39
（3）障がい児支援の充実	41
2 保健・医療	43
（1）疾病予防と早期発見・治療の推進	43
（2）地域リハビリテーション及び医療の充実	44
（3）精神保健と難病疾患対策の推進	45
3 教育、スポーツ・文化活動等の振興	47
（1）インクルーシブ教育の推進	47
（2）スポーツ・文化活動等の振興	50
4 雇用・就業、経済的自立の支援	51
（1）障がい者雇用の促進	51
（2）福祉的就労対策の充実	54
（3）経済的自立の支援	55
5 生活環境	56
（1）福祉のまちづくりの推進	56
（2）居住環境の整備・バリアフリー化の促進	58
（3）移動交通手段の充実	59
6 情報アクセシビリティ	60
（1）情報収集・提供の充実	60
（2）コミュニケーション支援の充実	62
7 安全・安心	63
（1）防災対策の推進	63
（2）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	66
8 差別の解消及び権利擁護の推進	67
（1）障がいを理由とする差別解消の推進	67
（2）権利擁護の推進	70
9 行政サービス等における配慮	71

### 第3部 障がい福祉計画（第5期）

第1章 計画の基本的考え方	75
第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計	77
1 平成32年度（2020年度）の数値目標の設定	77
（1）施設入所者の地域生活への移行	77
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	78
（3）地域生活支援拠点等の整備	79
（4）福祉施設から一般就労への移行	80
2 障がい福祉サービス	81
（1）訪問系サービス	81
（2）日中活動系サービス	84
（3）居住系サービス	90
（4）相談支援事業（サービス利用計画作成）	91
3 地域生活支援事業	93
（1）必須事業	93
（2）任意事業	98

### 第4部 障がい児福祉計画（第1期）

第1章 計画の基本的考え方	103
第2章 児童福祉法上のサービス等の見込	104
1 成果指標	104
2 児童福祉法上のサービス	105
（1）児童発達支援	105
（2）放課後等デイサービス	105
（3）保育所等訪問支援	106
（4）障害児相談支援	106
（5）居宅訪問型児童発達支援	107

### 資 料

用語集	111
佐伯市地域自立支援協議会設置要綱	115
佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱	117
佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿	120



# 第 1 部 総論





# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以降、障害者虐待防止法という)」の制定、「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以降、障害者総合支援法という)」の制定等の法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになりました。

大分県では、昭和56年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定して以降、平成6年度には第2期の基本計画となる「障害者施策に関する新大分県長期行動計画」、平成26年度には第4期の基本計画となる「大分県障害者基本計画(第4期)」を策定し、各般にわたる障がい者施策を総合的に推進してきました。

本市でも、障がい者に関する施策・事業は、『障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」』を基本理念とした「佐伯市障がい者計画(第2次)」(平成26年度～29年度)に基づき進められているとともに、生活支援については「佐伯市障がい福祉計画(第4期)」によって進められています。

その後、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、同5月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、障がいのある人をとりまく制度や環境は、大きく変化しています。法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画との整合性を取りつつ、新たな課題やニーズに対応していく必要があります。

現行の「佐伯市障がい者計画(第2次)」、「佐伯市障がい福祉計画(第4期)」が平成29年度に終了することから、これらの関連する法制度との整合性を踏まえ、平成30年度を初年度とする「佐伯市障がい者計画(第3次)・障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)」(以下、「障がい者計画等」という。)を新たに策定するものです。

【国の主な動向と大分県、佐伯市の動向】

年	国	大分県		佐伯市			
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	大分県障がい福祉計画 （第1期）	障がい福祉計画（第1期）		
H19	◇障害者権利条約署名						
H20	◇児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画			大分県障がい福祉計画 （第2期）	障がい福祉計画（第2期）
H21							
H22							
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	大分県障がい者基本計画 第3期	大分県障がい福祉計画 （第3期）	障がい福祉計画（第3期）		
H24	◇障害者虐待防止法の施行						
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行						
H26	◇障害者権利条約の批准	障害者基本計画（第3次）	大分県障がい者基本計画 第4期（～H30年度）	大分県障がい福祉計画 （第4期）	障がい福祉計画（第2次）		
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行						
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行						
H29							

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

この計画の法的根拠は以下のとおりです。

#### 【障がい者計画（第3次）】

障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

#### 【障がい福祉計画（第5期）】

障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示す計画です。

#### 【障がい児福祉計画（第1期）】

改正児童福祉法第33条の20で新たに地方自治体に策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示す計画です。

### (2) 他の計画との関係

この計画は、国の「障害者基本計画」、県の「大分県障がい者基本計画」「大分県障がい福祉計画」を踏まえ、「佐伯市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6か年とします。但し佐伯市障がい福祉計画、佐伯市障がい児福祉計画は平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3か年とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 (2019 年度)	平成 32年度 (2020 年度)	～平成 35年度 (2023 年度)
佐伯市障がい者計画 (第3次)	第2次			第3次			
佐伯市障がい福祉 計画(第5期)	第4期			第5期			第6期
佐伯市障がい児福祉 計画(第1期)				第1期			第2期

## 4 計画における障がい者の定義

この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象としています。

### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1)～(3)略

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の法令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### ○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることを期待されます。

## 5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、以下のような取組を行いました。

### (1) 佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の開催

佐伯市障がい者計画、佐伯市障がい福祉計画、佐伯市障がい児福祉計画の策定に当たっては、福祉関係団体、地域住民組織、医療関係団体等の代表等からなる「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」を開催し、その意見を計画に反映させました。

### (2) パブリックコメントの実施

計画については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しました。

### (3) アンケート調査の実施

障がい者の生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、障がい福祉サービスを提供している事業所の運営意識・実態についても調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### ■ 調査対象

- ① 身体障害者手帳を所持する障がい者（介護保険適用となる65歳以上を除く）
- ② 療育手帳を所持する障がい者
- ③ 精神保健福祉手帳を所持する障がい者
- ④ 児童通所サービス利用者（その保護者）

#### ■ 調査方法

- ① 障がい者調査 郵送による配布、回収
- ② 事業所調査 郵送による配布、回収

#### ■ 調査期間

- ① 障がい者調査 平成29年9月1日（金）～平成29年9月15日（金）
- ② 事業所調査 平成29年10月26日（木）～平成29年10月31日（火）

#### ■ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
① 障がい者調査	1,749人	873人	49.9%
② 事業所調査	15施設	15施設	100.0%

## 第2章 障がい者の状況

### 1 人口動態

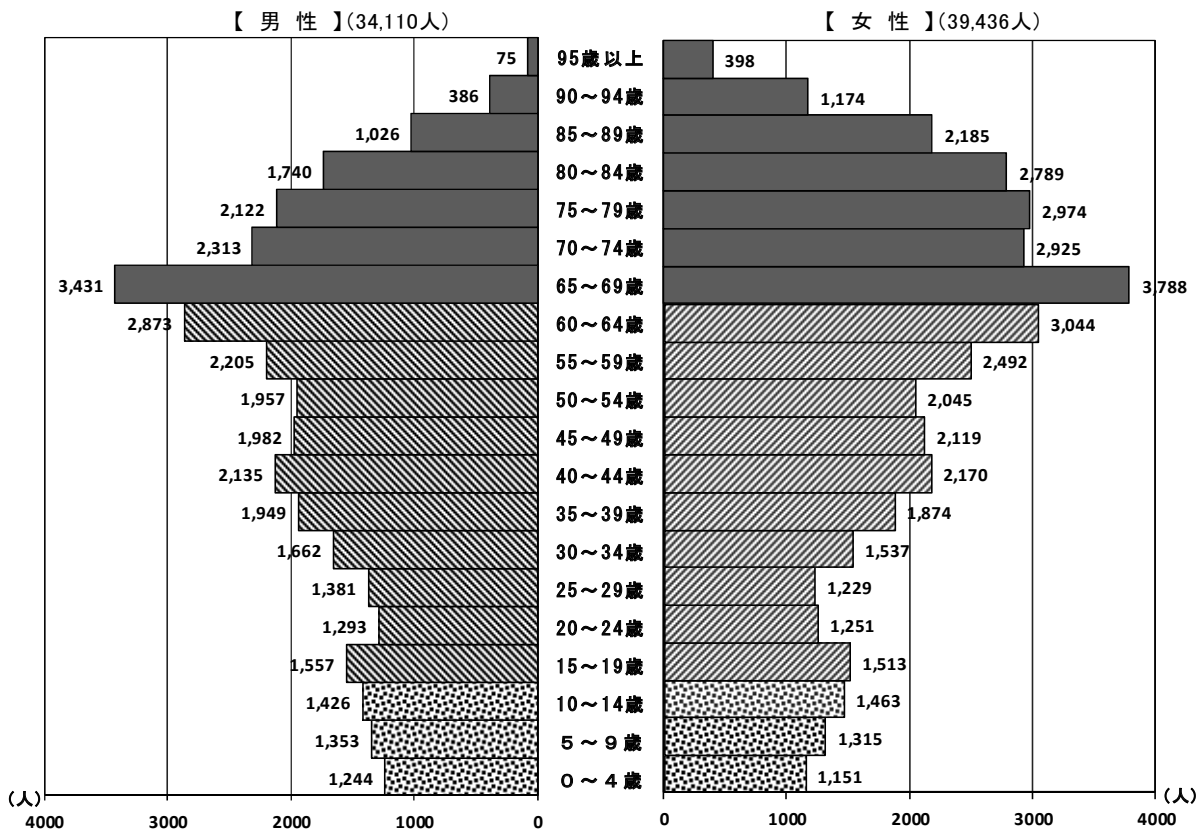
#### (1) 人口構造（5歳階級別男女別人口）

本市の人口は、平成29年3月末日現在で、男性34,110人、女性39,436人の合計73,546人です。

年齢階層別にみると、男性、女性ともに「65～69歳」が最も多く、次いで「60～64歳」が多くなっています。

また、20歳未満の年齢階層は、男女とも年齢階層が低くなるとともに、人口が減少しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。「0～4歳」をみると、男性1,244人、女性1,151人と、80歳未満の5歳階級別人口では最も少ない年齢層となっています。

#### ■ 人口ピラミッド ■



(資料) 住民基本台帳 (平成29年3月末日現在)

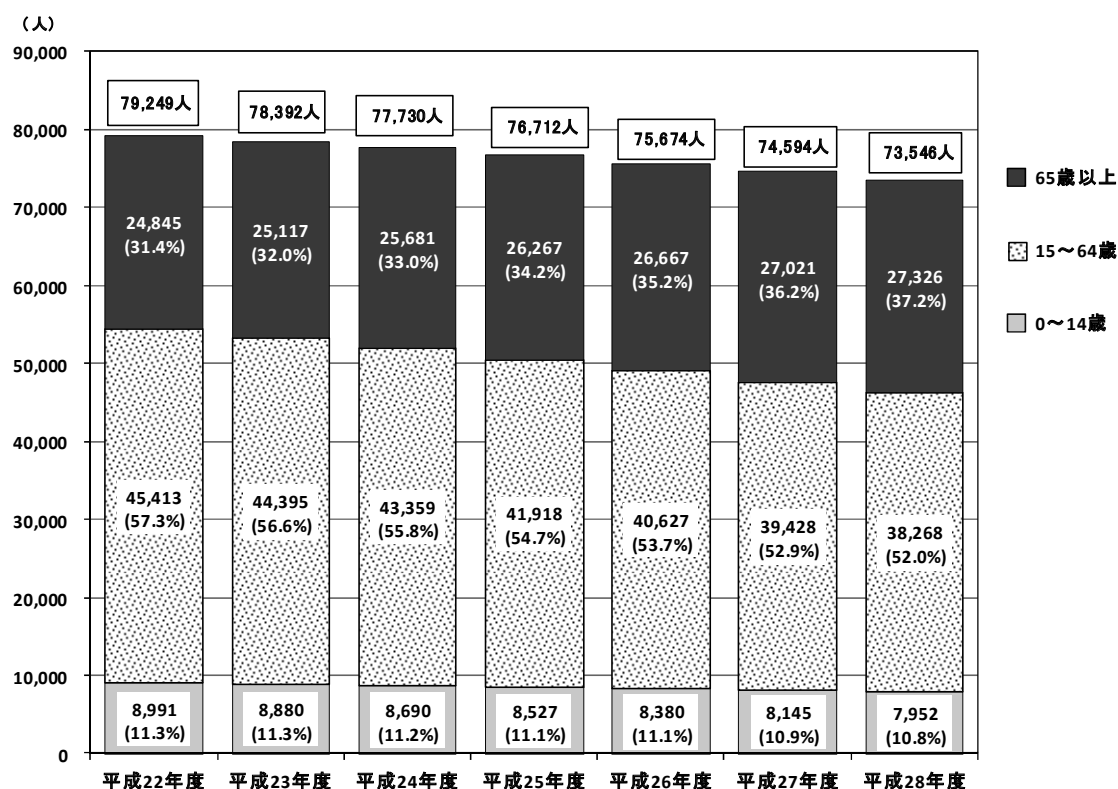


## (2) 年齢3区分別人口推移

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成22年度から平成28年度にかけて1,039人(11.6%)減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は2,481人(10.0%)増加しています。

これに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も31.4%から37.2%と5.8ポイント上昇しています。

■ 年齢3区分別人口推移 ■



(資料) 住民基本台帳(各年3月末現在)

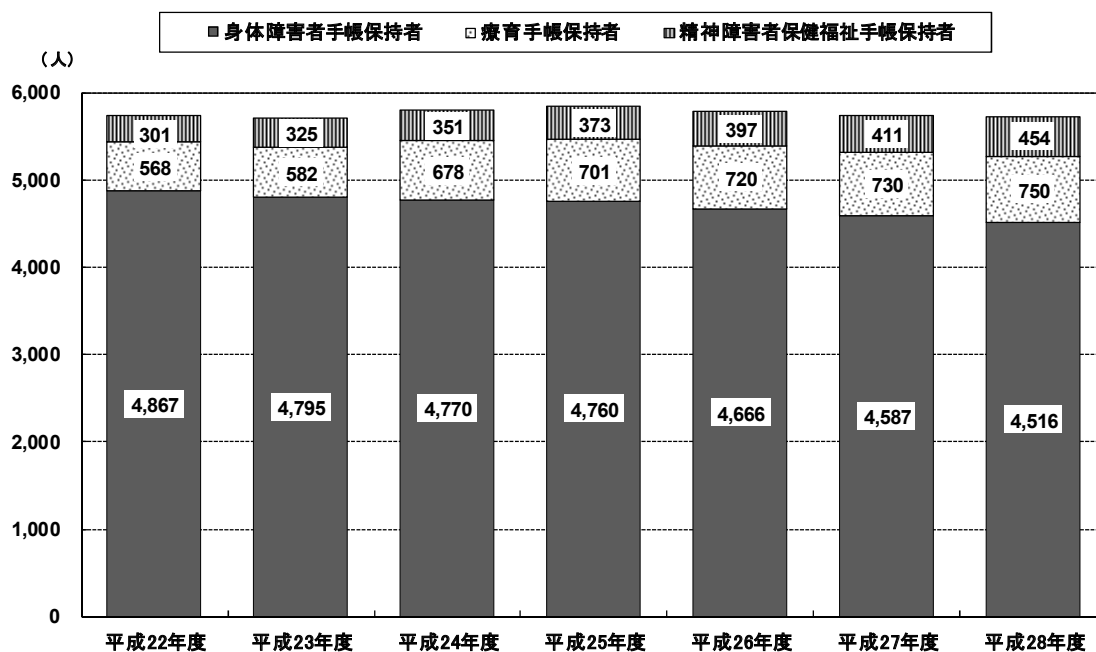
## 2 障がい者の状況

### (1) 障害者手帳保持者の状況

障害者手帳保持者数は、全体では平成25年度をピークに微減傾向にあり、平成28年度は5,720人となっています。しかし、障がい種類別にみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

平成28年度における手帳種類別の構成比をみると、身体障害者手帳保持者が4,516人、障がい者全体の79.0%を占めています。次いで療育手帳保持者が750人、割合にして13.1%、精神障害者保健福祉手帳保持者が454人、割合にして7.9%となっています。

#### ■ 障害者手帳保持者の推移 ■



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	4,867	4,795	4,770	4,760	4,666	4,587	4,516
療育手帳保持者	568	582	678	701	720	730	750
精神障害者保健福祉手帳保持者	301	325	351	373	397	411	454
合計	5,736	5,702	5,799	5,834	5,783	5,728	5,720

【構成比】

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	84.9	84.1	82.3	81.6	80.7	80.1	79.0
療育手帳保持者	9.9	10.2	11.7	12.0	12.5	12.7	13.1
精神障害者保健福祉手帳保持者	5.2	5.7	6.1	6.4	6.9	7.2	7.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	100.0	98.5	98.0	97.8	95.9	94.2	92.8
療育手帳保持者	100.0	102.5	119.4	123.4	126.8	128.5	132.0
精神障害者保健福祉手帳保持者	100.0	108.0	116.6	123.9	131.9	136.5	150.8
合計	100.0	99.4	101.1	101.7	100.8	99.9	99.7

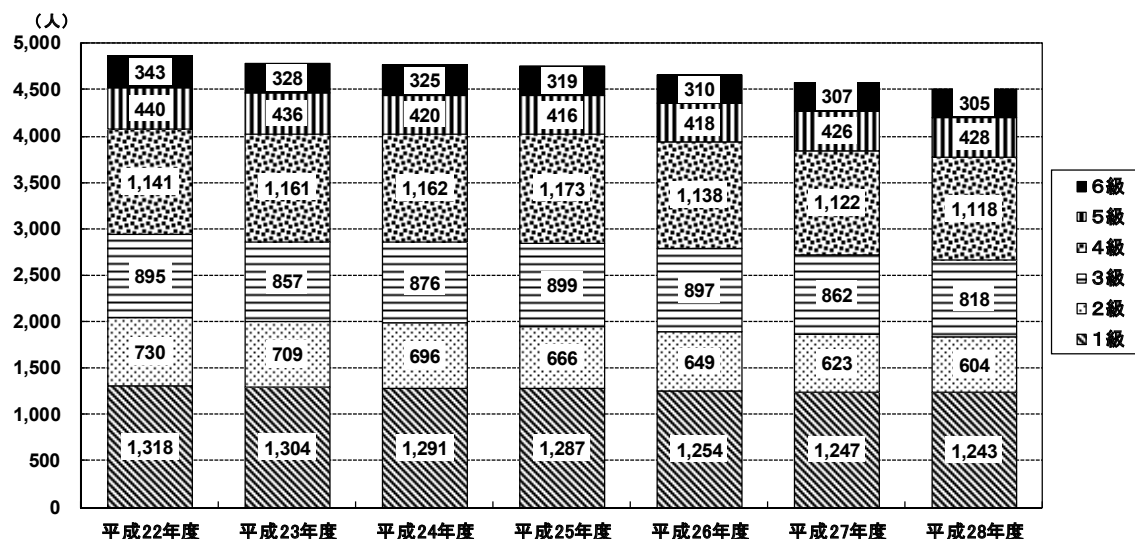
※各年度3月末現在

## (2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳保持者の推移をみると、平成22年度の4,867人以降、その後は減少傾向にあります。

等級別にみると、平成28年度では、最も多いのは「1級」の1,243人、全体の27.5%を占めています。次いで「4級」が1,118人、全体の24.8%となっています。

■ 身体障害者手帳保持者の推移 ■ (等級別)



(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	1,318	1,304	1,291	1,287	1,254	1,247	1,243
2級	730	709	696	666	649	623	604
3級	895	857	876	899	897	862	818
4級	1,141	1,161	1,162	1,173	1,138	1,122	1,118
5級	440	436	420	416	418	426	428
6級	343	328	325	319	310	307	305
合計	4,867	4,795	4,770	4,760	4,666	4,587	4,516

【構成比】

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	27.1	27.2	27.1	27.0	26.9	27.2	27.5
2級	15.0	14.8	14.6	14.0	13.9	13.6	13.4
3級	18.4	17.9	18.4	18.9	19.2	18.8	18.1
4級	23.4	24.2	24.4	24.6	24.4	24.5	24.8
5級	9.0	9.1	8.8	8.7	9.0	9.3	9.5
6級	7.0	6.8	6.8	6.7	6.6	6.7	6.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

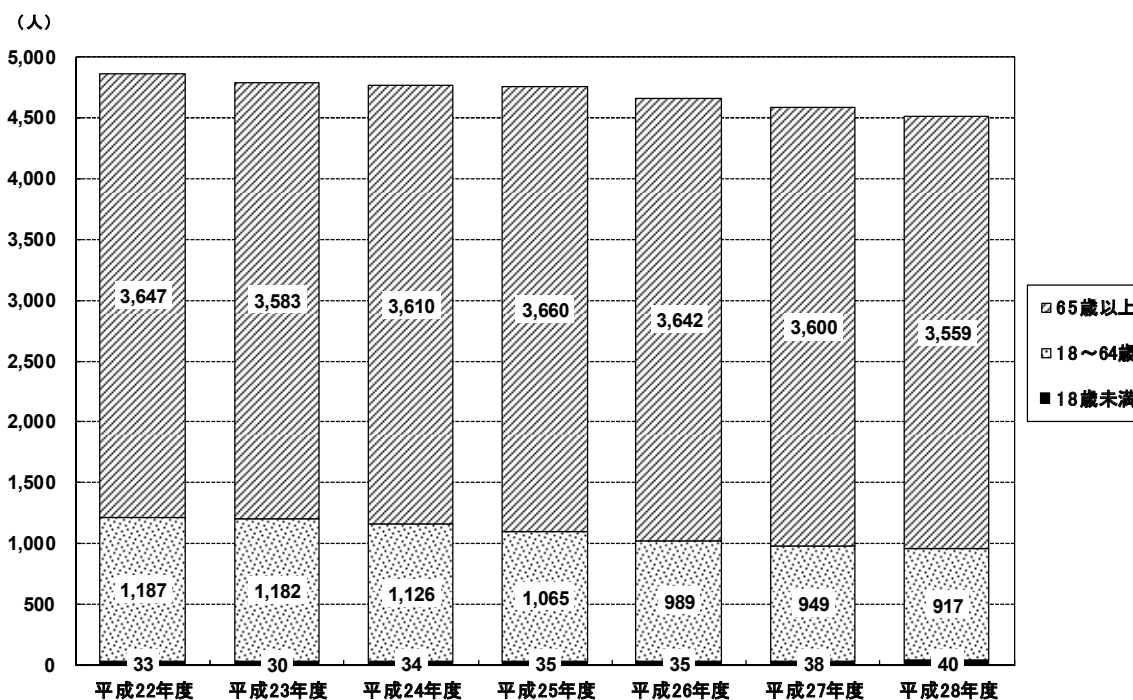
【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	98.9	98.0	97.6	95.1	94.6	94.3
2級	100.0	97.1	95.3	91.2	88.9	85.3	82.7
3級	100.0	95.8	97.9	100.4	100.2	96.3	91.4
4級	100.0	101.8	101.8	102.8	99.7	98.3	98.0
5級	100.0	99.1	95.5	94.5	95.0	96.8	97.3
6級	100.0	95.6	94.8	93.0	90.4	89.5	88.9
合計	100.0	98.5	98.0	97.8	95.9	94.2	92.8

※各年度3月末現在

年齢別にみると、平成28年度では、最も多いのは「65歳以上」の3,559人、全体の78.8%を占めています。次いで「18～64歳」が917人、20.3%、「18歳未満」が40人、0.9%となっています。

■ 身体障害者手帳保持者の推移 ■ (年齢別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	33	30	34	35	35	38	40
18～64歳	1,187	1,182	1,126	1,065	989	949	917
65歳以上	3,647	3,583	3,610	3,660	3,642	3,600	3,559
合計	4,867	4,795	4,770	4,760	4,666	4,587	4,516

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
18～64歳	24.4	24.7	23.6	22.4	21.2	20.7	20.3
65歳以上	74.9	74.7	75.7	76.9	78.1	78.5	78.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

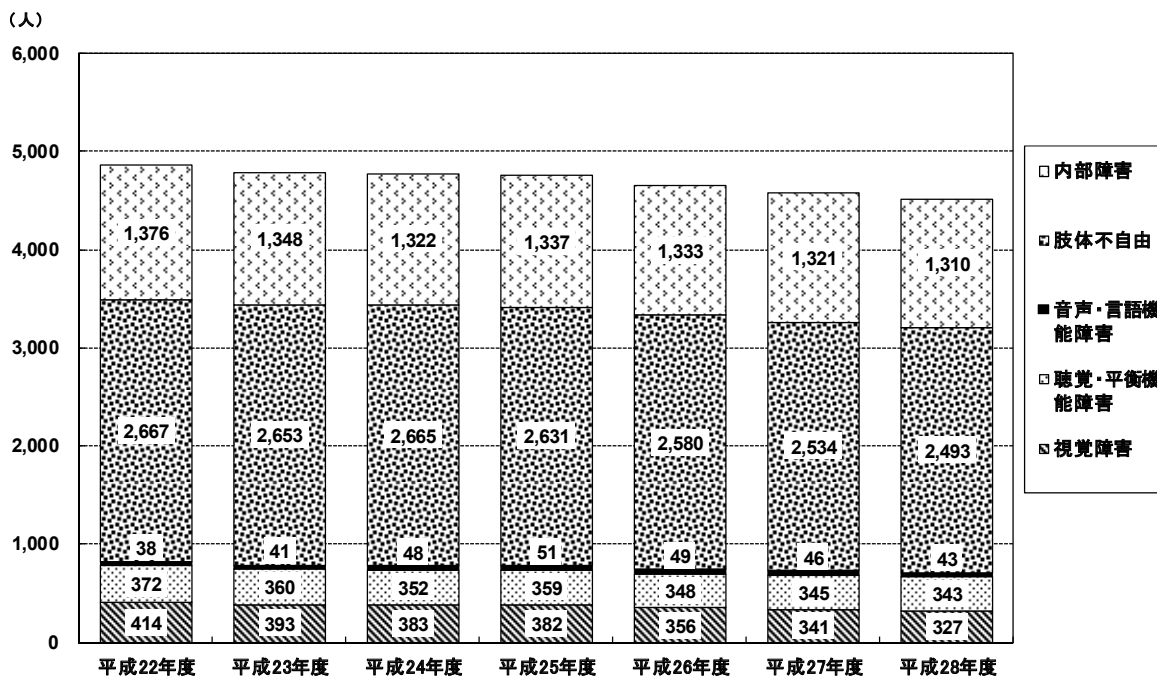
【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	100.0	90.9	103.0	106.1	106.1	115.2	121.2
18～64歳	100.0	99.6	94.9	89.7	83.3	79.9	77.3
65歳以上	100.0	98.2	99.0	100.4	99.9	98.7	97.6
合計	100.0	98.5	98.0	97.8	95.9	94.2	92.8

※各年度3月末現在

障がい種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、平成 28 年度 2,493 人、全体の 55.2%を占めています。次いで「内部障害」が 1,310 人、全体の 29.0%を占めています。

■ 身体障害者手帳保持者の推移 ■ (障がい種類別)



(単位: 人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	414	393	383	382	356	341	327
聴覚・平衡機能障害	372	360	352	359	348	345	343
音声・言語機能障害	38	41	48	51	49	46	43
肢体不自由	2,667	2,653	2,665	2,631	2,580	2,534	2,493
内部障害	1,376	1,348	1,322	1,337	1,333	1,321	1,310
<b>合計</b>	<b>4,867</b>	<b>4,795</b>	<b>4,770</b>	<b>4,760</b>	<b>4,666</b>	<b>4,587</b>	<b>4,516</b>

【構成比】

(単位: %)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	8.5	8.2	8.0	8.0	7.6	7.4	7.2
聴覚・平衡機能障害	7.6	7.5	7.4	7.5	7.5	7.5	7.6
音声・言語機能障害	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0
肢体不自由	54.8	55.3	55.9	55.3	55.3	55.2	55.2
内部障害	28.3	28.1	27.7	28.1	28.6	28.8	29.0
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	100.0	94.9	92.5	92.3	86.0	82.4	79.0
聴覚・平衡機能障害	100.0	96.8	94.6	96.5	93.5	92.7	92.2
音声・言語機能障害	100.0	107.9	126.3	134.2	128.9	121.1	113.2
肢体不自由	100.0	99.5	99.9	98.7	96.7	95.0	93.5
内部障害	100.0	98.0	96.1	97.2	96.9	96.0	95.2
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>98.5</b>	<b>98.0</b>	<b>97.8</b>	<b>95.9</b>	<b>94.2</b>	<b>92.8</b>

※各年度3月末現在

平成 28 年度について、さらに細かく、障がい種別・年齢別にみたのが下表です。

最も多いのは、65 歳以上の肢体不自由で 1,933 人（42.8%）を占めています。次いで 65 歳以上の内部障がいでは 1,050 人（23.3%）となっています。

■ 障がい種別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数 ■（平成 28 年度）

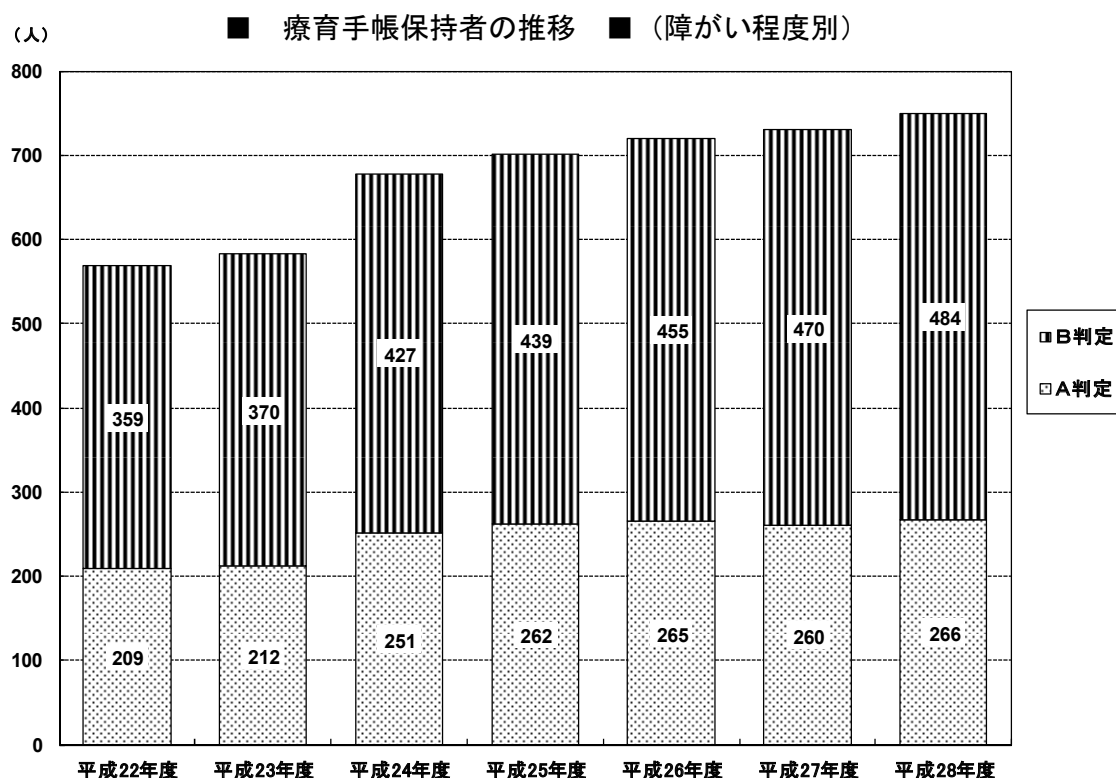
（単位：人）

	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	29	26	2	2	7	6	72
	65歳以上	100	76	15	20	18	26	255
	合計	129	102	17	22	25	32	327
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	1	0	1	0	2	4
	18～64歳	6	16	4	8	0	12	46
	65歳以上	13	42	54	46	1	137	293
	合計	19	59	58	55	1	151	343
音声・言語機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	9	4	0	0	15
	65歳以上	0	2	21	5	0	0	28
	合計	0	4	30	9	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	12	8	2	0	0	0	22
	18～64歳	114	107	65	115	102	35	538
	65歳以上	268	298	343	637	300	87	1,933
	合計	394	413	410	752	402	122	2,493
内部障害	18歳未満	9	0	5	0	0	0	14
	18～64歳	140	3	54	49	0	0	246
	65歳以上	552	23	244	231	0	0	1,050
	合計	701	26	303	280	0	0	1,310
合計	18歳未満	21	9	7	1	0	2	40
	18～64歳	289	154	134	178	109	53	917
	65歳以上	933	441	677	939	319	250	3,559
	合計	1,243	604	818	1,118	428	305	4,516

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳保持者の推移をみると、全体では平成22年度の568人から平成28年度は750人、率にして32.0%増加しています。

障がい程度別にみると、平成28年度では「A判定」が266人、全体の35.5%、「B判定」が484人で、64.5%となっています。



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	209	212	251	262	265	260	266
B判定	359	370	427	439	455	470	484
合計	568	582	678	701	720	730	750

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	36.8	36.4	37.0	37.4	36.8	35.6	35.5
B判定	63.2	63.6	63.0	62.6	63.2	64.4	64.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

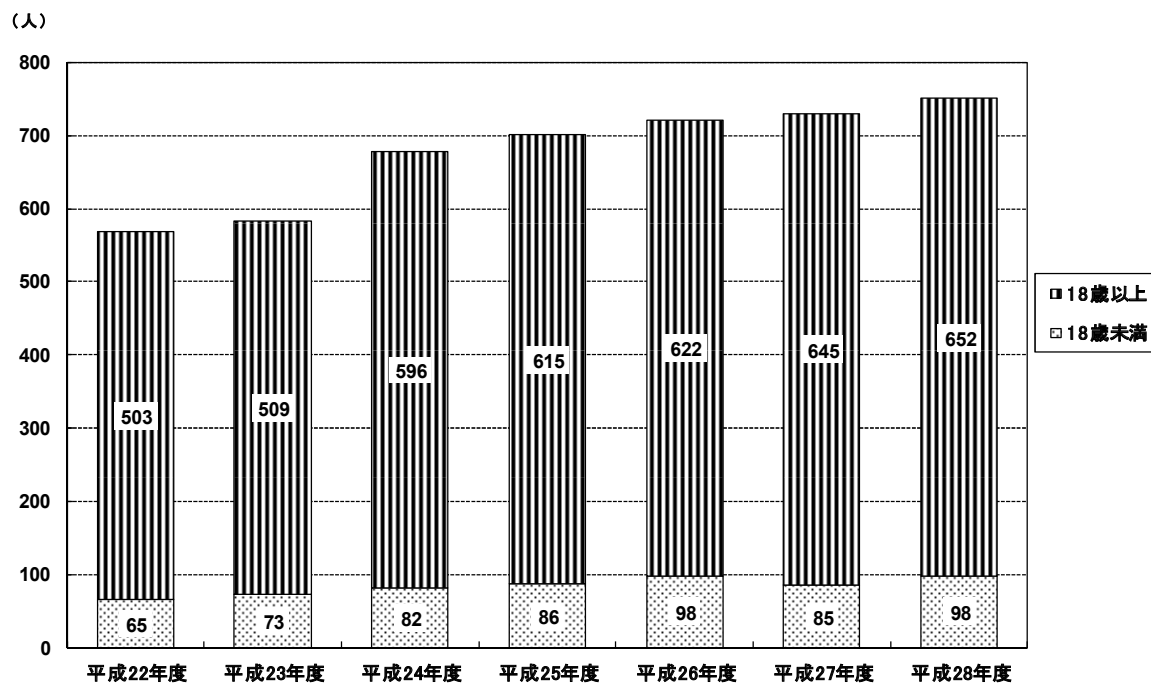
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	100.0	101.4	120.1	125.4	126.8	124.4	127.3
B判定	100.0	103.1	118.9	122.3	126.7	130.9	134.8
合計	100.0	102.5	119.4	123.4	126.8	128.5	132.0

※各年度3月末現在

注) A判定・・・最重度・重度、B判定・・・中度・軽度

療育手帳保持者を年齢別にみると、平成28年度では「18歳以上」が652人、全体の86.9%、「18歳未満」は98人、全体の13.1%となっています。

■ 療育手帳保持者の推移 (年齢別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	65	73	82	86	98	85	98
18歳以上	503	509	596	615	622	645	652
合計	568	582	678	701	720	730	750

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	11.4	12.5	12.1	12.3	13.6	11.6	13.1
18歳以上	88.6	87.5	87.9	87.7	86.4	88.4	86.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	100.0	112.3	126.2	132.3	150.8	130.8	150.8
18歳以上	100.0	101.2	118.5	122.3	123.7	128.2	129.6
合計	100.0	102.5	119.4	123.4	126.8	128.5	132.0

※各年度3月末現在



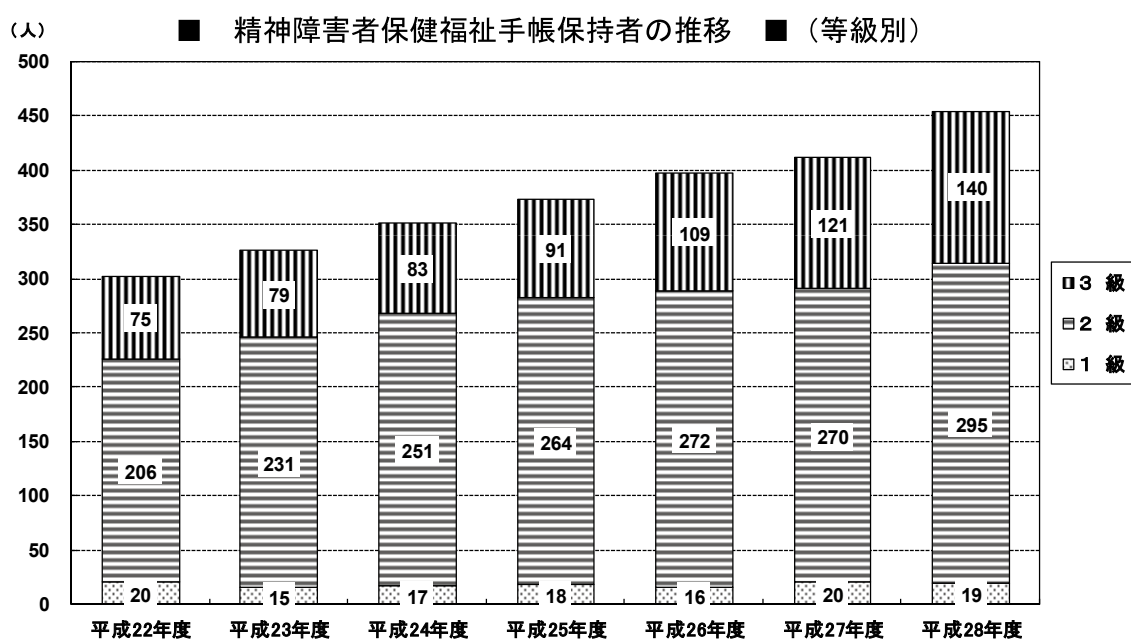
#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移をみると、全体では平成22年度の301人から平成28年度は454人となり、50.8%増加しています。

等級別にみると、平成28年度において、最も多いのは「2級」で265人、全体の65.0%を占めています。次いで「3級」が140人、全体の30.8%、「1級」が19人、全体の4.2%となっています。

平成22年度からの推移をみると、「3級」が86.7%、「2級」が43.2%増加していますが、「1級」は5.0%減少しています。

また、精神障害者保健福祉手帳は保持していないが、自立支援医療（精神通院）制度の利用者は、平成28年度では904人となっています。



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	20	15	17	18	16	20	19
2級	206	231	251	264	272	270	295
3級	75	79	83	91	109	121	140
合計	301	325	351	373	397	411	454

#### ■ 自立支援医療（精神通院）制度利用者 ■

合計	650	727	791	810	870	892	904
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

#### 【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	6.6	4.6	4.8	4.8	4.0	4.9	4.2
2級	68.4	71.1	71.5	70.8	68.5	65.7	65.0
3級	24.9	24.3	23.6	24.4	27.5	29.4	30.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### 【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	75.0	85.0	90.0	80.0	100.0	95.0
2級	100.0	112.1	121.8	128.2	132.0	131.1	143.2
3級	100.0	105.3	110.7	121.3	145.3	161.3	186.7
合計	100.0	108.0	116.6	123.9	131.9	136.5	150.8

※各年度3月末現在

## (5) 難病（特定疾患）、発達障がいについて

障害者基本法の障がい者定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっています。また、障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しにより、平成29年4月から、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が358に拡大しています。

佐伯市では、平成28年度の特定医療費（指定難病）受給者証所持者は508人となっています。

### ■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の主な疾病 ■

（単位：人）

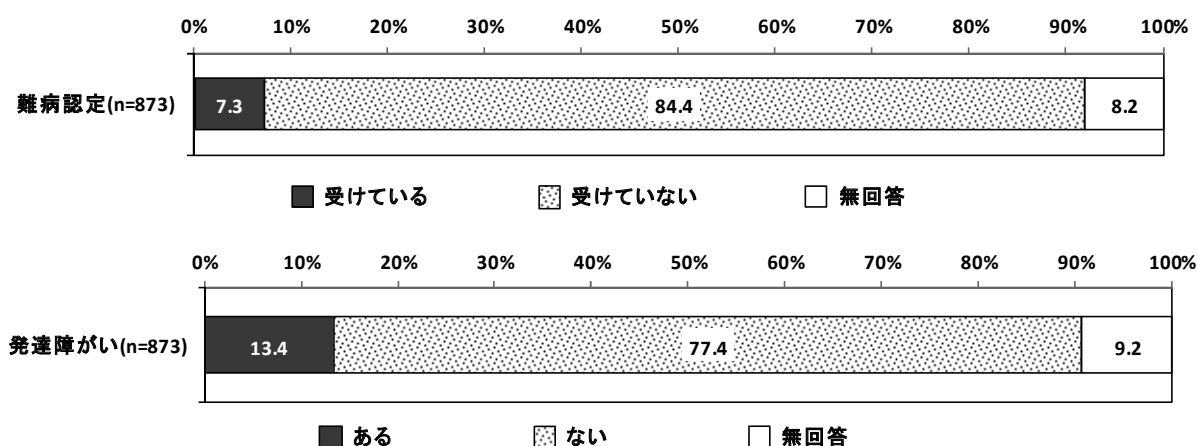
疾病名	平成27年度	平成28年度
潰瘍性大腸炎	90	86
パーキンソン病関連疾患	84	74
後縦靭帯骨化症	56	55
全身性エリテマトーデス	46	44
サルコイドーシス	29	34
クローン病	29	31
ベーチェット病	27	30
重症筋無力症	23	23
特発性血小板減少性紫斑病	22	21
悪性関節リウマチ	21	21
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	35	19
広範脊柱管狭窄症	19	19
脊髄小脳変性症	19	15
網膜色素変性症	16	14
特発性大腿骨頭壊死症	16	11
特発性間質性肺炎	8	11
合 計	540	508

（※）平成28年度において、11人以上の疾病のみ表示

（資料）厚生労働省衛生行政報告（H28年度末現在）

また、障がい者調査によると、難病（特定疾患）の認定を受けている人7.3%、発達障がいとして診断されたことがある人は13.4%となっています。

### 【障がい者調査による難病認定、発達障がいの状況】



### 3 障がい者調査からみる生活実態

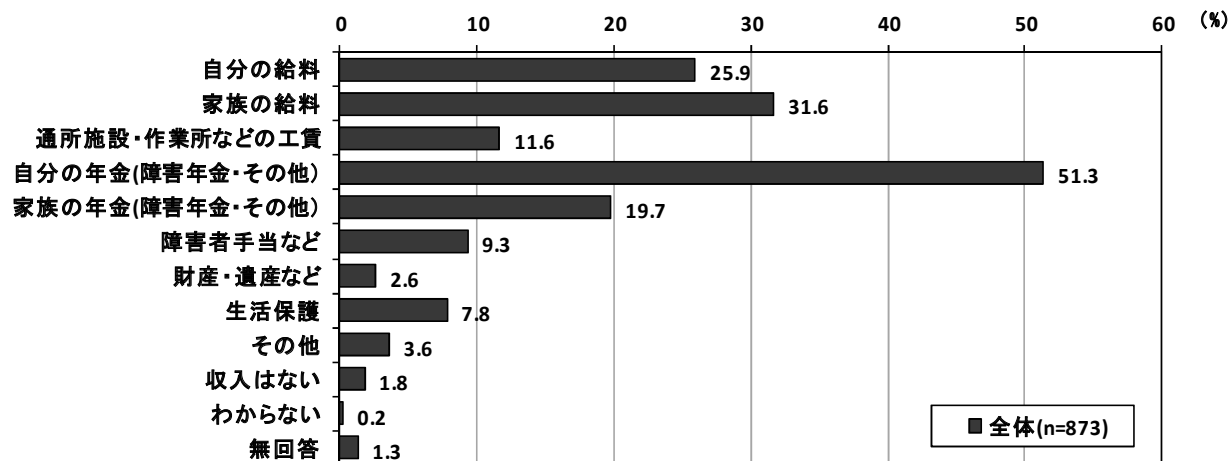
#### (1) 収入の状況

どのような収入で生活しているかをみると、「自分の年金（障害年金・その他）」（51.3%）が最も多くなっています。次いで、「家族の給料」（31.6%）、「自分の給料」（25.9%）、「家族の年金（障害年金・その他）」（19.7%）、となっています。

#### 【属性別特徴】

- 年齢別にみると、18歳未満では「家族の給料」（82.2%）が最も多くなっています。また、「自分の給料」は18～29歳で38.3%、30歳代で33.0%、40歳代で32.2%、50歳代で33.6%と多くなっています。
- 障がい種類別にみると、身体障がい4～6級で「自分の給料」が44.8%と多くなっています。

問 あなたはどのような収入で生活されていますか。（あてはまるものすべてに○）



	サンプル数	自分の給料	家族の給料	通所施設・作業所などの工賃	自分の年金(障害年金・その他)	家族の年金(障害年金・その他)	障害者手当など	財産・遺産など	生活保護	その他	収入はない	わからない	無回答	
全体	873	25.9	31.6	11.6	51.3	19.7	9.3	2.6	7.8	3.6	1.8	0.2	1.3	
性別	男性	448	30.4	26.1	11.6	52.9	16.7	10.9	2.2	6.7	3.3	2.7	0.2	0.7
	女性	407	21.9	<b>38.8</b>	11.8	50.4	22.9	7.9	3.2	8.8	3.7	1.0	0.2	0.5
年齢別	18歳未満	45	-	<b>82.2</b>	-	6.7	<b>33.3</b>	-	4.4	6.7	<b>8.9</b>	-	-	
	18～29歳	81	<b>38.3</b>	<b>55.6</b>	<b>33.3</b>	46.9	19.8	9.9	2.5	6.2	-	1.2	-	
	30歳代	115	<b>33.0</b>	<b>45.2</b>	<b>20.9</b>	49.6	22.6	8.7	1.7	10.4	1.7	-	0.9	
	40歳代	121	<b>32.2</b>	24.8	13.2	55.4	<b>28.1</b>	6.6	4.1	3.3	5.0	1.7	-	1.7
	50歳代	217	<b>33.6</b>	25.8	7.4	42.9	18.0	6.9	2.8	6.9	4.1	2.8	0.5	0.5
	60歳以上	274	14.6	19.0	6.2	<b>68.2</b>	18.2	8.0	2.9	10.6	3.6	0.4	0.4	0.4
障がい種類別	身体障がい1～3級	323	22.6	28.5	5.9	<b>57.9</b>	17.6	11.8	1.5	6.5	3.1	1.2	0.3	0.6
	身体障がい4～6級	172	<b>44.8</b>	32.6	2.3	34.9	20.9	3.5	4.7	4.7	2.9	2.3	0.6	-
	知的障がい	241	16.6	33.6	<b>25.3</b>	<b>56.4</b>	19.5	<b>17.4</b>	0.8	8.3	1.7	0.8	0.8	0.8
	精神障がい	171	20.5	28.7	15.8	<b>60.8</b>	<b>25.1</b>	6.4	4.7	<b>12.9</b>	8.2	1.8	-	-
	難病	64	14.1	31.3	4.7	54.7	17.2	4.7	1.6	<b>15.6</b>	1.6	-	-	-
	発達障がい	117	22.2	<b>50.4</b>	<b>22.2</b>	45.3	18.8	<b>18.8</b>	2.6	6.0	1.7	3.4	-	0.9

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

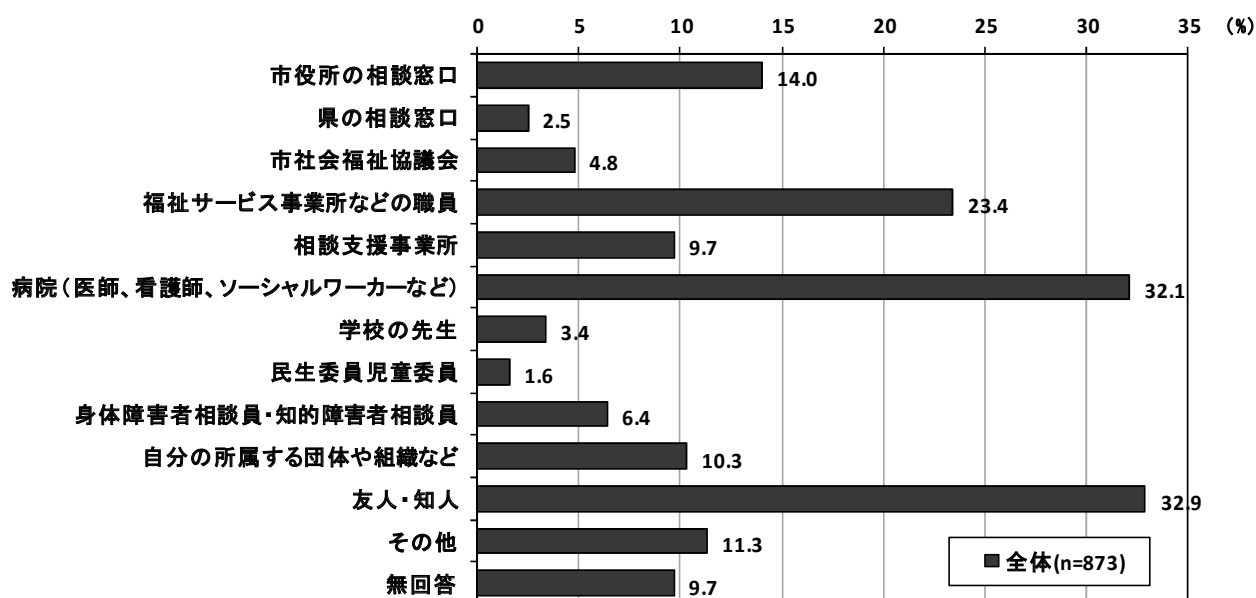
## (2) 悩みごとや心配ごとの相談相手

悩みごとや心配ごとがある時の家族や親戚以外の相談相手としては、「友人・知人」(32.9%)と「病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)」(32.1%)の2つが多くなっています。

### 【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、精神障がいでは「病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)」(55.0%)、難病(45.9%)、知的障がいでは「福祉サービス事業所などの職員」(43.2%)が多くなっています。

問 あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)



	サンプル数	市役所の相談窓口	県の相談窓口(保健所など)	市社会福祉協議会	福祉サービス事業所などの職員	相談支援事業所	病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)	学校の先生	民生委員児童委員	知的障害者相談員・身体障害者相談員	自分の所属する団体や組織など	友人・知人	その他	無回答
全体	873	14.0	2.5	4.8	23.4	9.7	32.1	3.4	1.6	6.4	10.3	32.9	11.3	9.7
性別														
男性	448	12.9	3.1	5.4	21.0	12.5	29.5	4.2	2.2	6.0	11.4	27.9	13.4	8.9
女性	407	15.0	1.7	3.9	26.3	7.1	35.1	2.7	1.0	6.6	9.3	<b>38.3</b>	9.6	9.3
年齢														
18歳未満	45	8.9	2.2	-	<b>28.9</b>	<b>31.1</b>	33.3	<b>53.3</b>	-	6.7	-	24.4	11.1	11.1
18~29歳	81	9.9	1.2	3.7	<b>39.5</b>	<b>18.5</b>	28.4	3.7	1.2	8.6	<b>21.0</b>	34.6	9.9	8.6
30歳代	115	13.9	1.7	2.6	22.6	9.6	30.4	1.7	0.9	7.0	13.0	33.9	14.8	8.7
40歳代	121	17.4	3.3	5.8	24.0	9.9	<b>43.0</b>	0.8	1.7	5.8	7.4	29.8	9.9	6.6
50歳代	217	14.3	3.2	5.1	15.7	8.3	30.0	-	1.8	5.1	9.2	36.9	11.5	8.8
60歳以上	274	13.9	2.6	6.2	23.7	5.5	30.3	-	2.2	6.2	9.9	31.4	11.3	11.3
障がい種類別														
身体障がい1~3級	323	13.0	1.2	5.6	19.5	6.2	32.8	1.5	2.5	8.4	8.7	35.9	14.2	8.4
身体障がい4~6級	172	13.4	3.5	4.1	8.7	3.5	29.7	-	1.2	1.7	10.5	<b>43.0</b>	11.6	12.8
知的障がい	241	12.9	2.5	5.4	<b>43.2</b>	<b>18.3</b>	19.5	<b>10.4</b>	1.2	<b>12.4</b>	14.5	17.0	11.6	9.1
精神障がい	171	<b>19.3</b>	5.3	4.7	26.3	12.9	<b>55.0</b>	0.6	1.2	2.3	9.9	33.3	6.4	3.5
難病	64	15.6	1.6	-	20.3	7.8	<b>46.9</b>	3.1	1.6	9.4	6.3	23.4	12.5	14.1
発達障がい	117	11.1	1.7	3.4	<b>35.9</b>	<b>22.2</b>	28.2	<b>15.4</b>	0.9	<b>12.0</b>	<b>15.4</b>	21.4	12.8	7.7

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

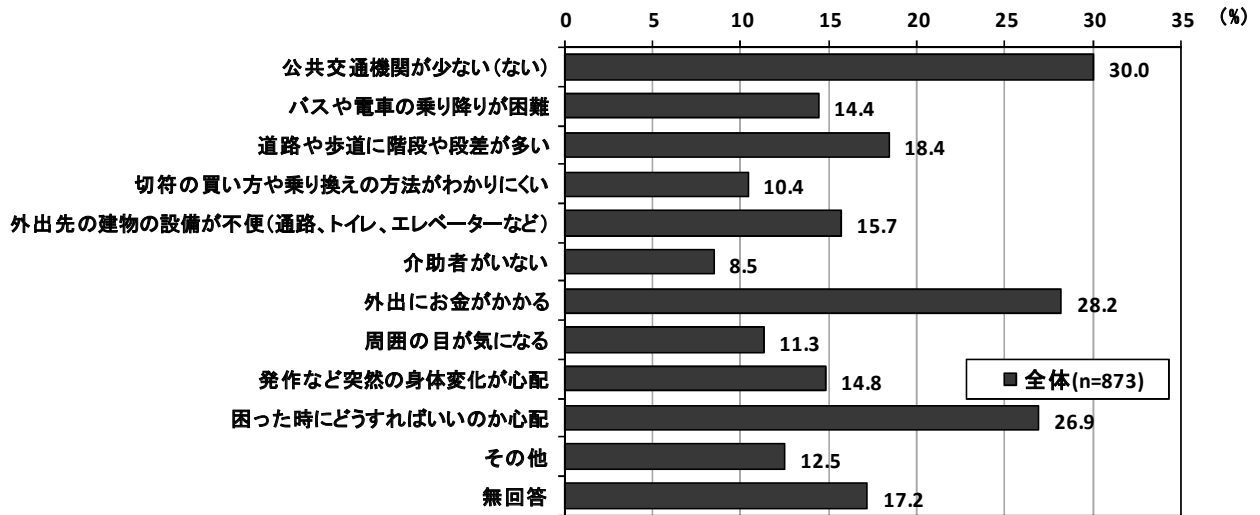
### (3) 外出時に困ることや心配

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「公共交通機関が少ない(ない)」(30.0%)、「外出にお金がかかる」(28.2%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(26.9%)の3つが多くなっています。

#### 【属性別特徴】

- 年齢別にみると、18歳未満では「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が42.2%と最も多くなっています。
- 障がい種類別にみると、「困った時にどうすればいいのか心配」と回答した人が発達障がい46.2%、知的障がい44.4%、精神障がい32.7%と多くなっています。

問 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



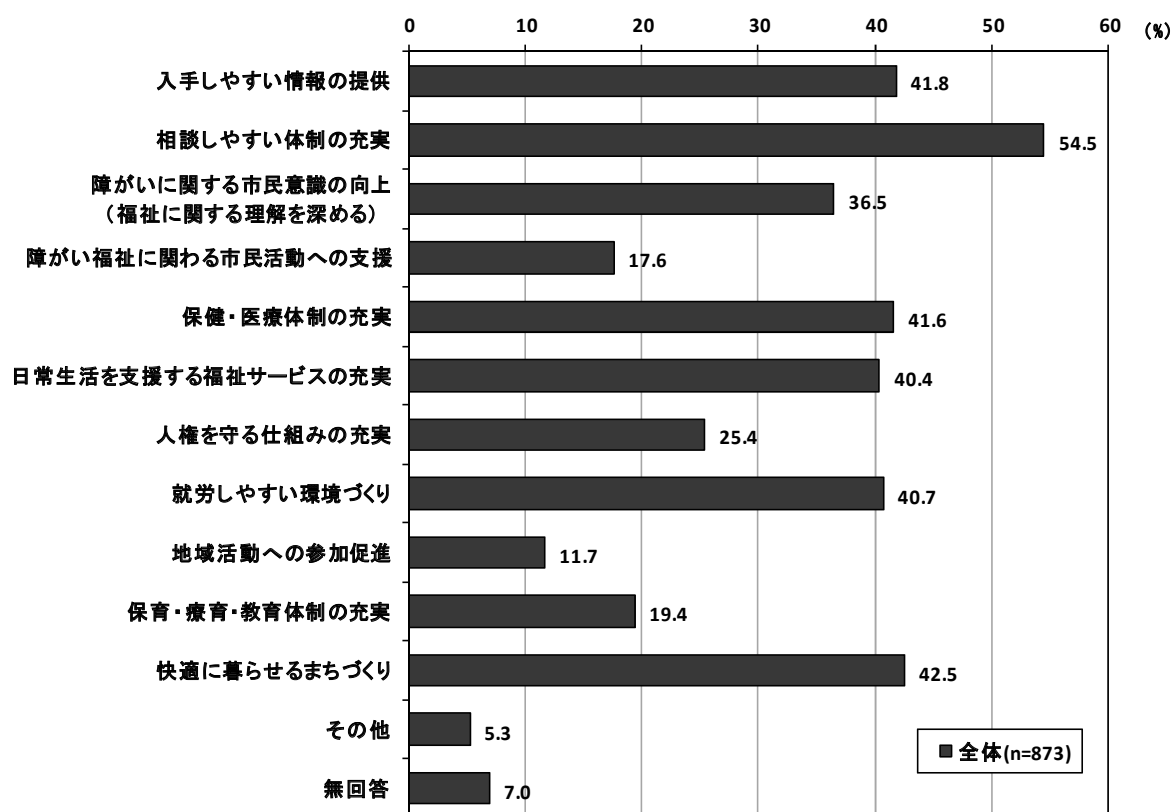
	サンプル数	公共交通機関が少ない(ない)	バスや電車の乗り降り困難	道路や歩道に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	エレベーターなど(通路、トイレ、エレベーターなど)	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者がいない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	873	30.0	14.4	18.4	10.4	15.7	8.5	28.2	11.3	14.8	26.9	12.5	17.2	
性別	男性	448	28.8	11.8	15.8	9.6	13.8	7.4	29.0	9.8	14.5	25.9	13.2	17.9
	女性	407	31.2	17.4	21.1	11.3	18.2	9.8	27.0	13.3	14.5	28.3	12.0	15.5
年齢別	18歳未満	45	22.2	11.1	6.7	<b>15.6</b>	15.6	13.3	13.3	<b>17.8</b>	11.1	<b>42.2</b>	<b>26.7</b>	17.8
	18~29歳	81	<b>37.0</b>	17.3	13.6	<b>19.8</b>	19.8	<b>14.8</b>	30.9	<b>19.8</b>	18.5	<b>49.4</b>	8.6	9.9
	30歳代	115	29.6	10.4	7.0	12.2	15.7	7.0	26.1	12.2	<b>21.7</b>	31.3	13.0	16.5
	40歳代	121	32.2	12.4	19.8	8.3	9.9	1.7	33.1	<b>16.5</b>	15.7	27.3	10.7	18.2
	50歳代	217	28.6	14.7	18.4	9.7	15.2	9.2	30.4	11.5	14.7	24.0	12.0	17.1
	60歳以上	274	28.5	16.1	<b>25.2</b>	7.7	17.2	9.1	27.4	4.7	11.3	19.0	12.4	19.0
障がい種類別	身体障がい1~3級	323	27.2	<b>20.7</b>	<b>29.1</b>	6.2	<b>24.5</b>	9.0	25.1	8.7	17.0	22.6	14.2	16.4
	身体障がい4~6級	172	33.7	13.4	<b>25.0</b>	5.2	17.4	2.9	21.5	7.6	8.7	12.8	12.2	18.6
	知的障がい	241	28.2	16.6	12.4	<b>21.6</b>	11.2	<b>16.6</b>	24.5	9.1	12.9	<b>44.4</b>	11.2	13.3
	精神障がい	171	<b>37.4</b>	5.8	5.3	8.8	6.4	7.6	<b>45.0</b>	<b>27.5</b>	<b>25.1</b>	<b>32.7</b>	9.9	12.9
	難病	64	<b>42.2</b>	<b>26.6</b>	<b>29.7</b>	4.7	15.6	7.8	32.8	12.5	14.1	17.2	7.8	20.3
発達障がい	117	26.5	15.4	7.7	14.5	12.8	12.8	23.9	16.2	11.1	<b>46.2</b>	17.1	9.4	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

#### (4) 福祉施策を充実させるために力を入れて欲しいこと

今後、福祉施策を充実させるために必要なこととしては、「相談しやすい体制の充実」(54.5%)が最も多くなっています。次いで、「快適に暮らせるまちづくり」(42.5%)、「入手しやすい情報の提供」(41.8%)、「保健・医療体制の充実」(41.6%)、「就労しやすい環境づくり」(40.7%)、「日常生活を支援する福祉サービスの充実」(40.4%)が40%台で並んでいます。

問 今後、福祉施策を充実させるためには、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



(5) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい者調査結果からみた、障がい福祉サービスの利用状況、利用意向は、以下のよう  
になっており、障がいの種類によって利用する・したいサービスに差がみられます。

**【身体障がい1～3級】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
補装具費支給 ……………17.8%	相談支援事業 ……………35.4%
相談支援事業 ……………13.7%	補装具費支給 ……………32.8%
日常生活用具給付等事業 ……………12.4%	日常生活用具給付等事業 ……………26.1%
生活介護 ……………11.1%	自立訓練（機能訓練） ……………23.9%
施設入所支援 ……………9.6%	移動支援事業 ……………20.4%

**【身体障がい4～6級】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
補装具費支給 ……………11.4%	補装具費支給 ……………30.5%
相談支援事業 ……………7.2%	相談支援事業 ……………25.1%
就労継続支援（B型「非雇用型」） ……………4.2%	自立訓練（機能訓練） ……………18.6%
自立訓練（機能訓練） ……………3.0%	日常生活用具給付等事業 ……………16.2%
施設入所支援 ……………3.0%	居宅介護（ホームヘルプ） ……………15.6%
日常生活用具給付等事業 ……………3.0%	

**【知的障がい】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 ……………40.7%	相談支援事業 ……………48.3%
就労継続支援（B型「非雇用型」） ……………30.6%	施設入所支援 ……………38.3%
生活介護 ……………22.0%	就労継続支援（B型「非雇用型」） ……………35.9%
施設入所支援 ……………19.1%	共同生活援助（グループホーム） ……………27.3%
自立訓練（生活訓練） ……………12.4%	生活介護 ……………26.3%
	短期入所（ショートステイ） ……………26.3%

**【精神障がい】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 ……………25.7%	相談支援事業 ……………52.1%
就労継続支援（B型「非雇用型」） ……………18.0%	自立訓練（生活訓練） ……………36.5%
自立訓練（生活訓練） ……………13.2%	就労継続支援（B型「非雇用型」） ……………35.9%
共同生活援助（グループホーム） ……………6.0%	地域定着支援 ……………34.1%
宿泊型自立訓練 ……………4.8%	就労移行支援 ……………33.5%
就労移行支援 ……………4.8%	就労継続支援（A型「雇用型」） ……………33.5%
就労継続支援（A型「雇用型」） ……………4.8%	

**【難病】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
補装具費支給 ……………13.3%	相談支援事業 ……………33.3%
日常生活用具給付等事業 ……………11.7%	補装具費支給 ……………31.7%
自立訓練（機能訓練） ……………10.0%	自立訓練（機能訓練） ……………26.7%
就労継続支援（B型「非雇用型」） ……6.7%	日常生活用具給付等事業 ……………23.3%
相談支援事業 ……………6.7%	移動支援事業 ……………23.3%

**【発達障がい】《18歳以上対象のサービス》**

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 ……………43.5%	相談支援事業 ……………56.5%
就労継続支援（B型「非雇用型」） ……28.2%	自立訓練（生活訓練） ……………37.6%
自立訓練（生活訓練） ……………18.8%	就労継続支援（B型「非雇用型」） ……36.5%
生活介護 ……………16.5%	宿泊型自立訓練 ……………30.6%
日中一時支援 ……………10.6%	短期入所（ショートステイ） ……………29.4%

**【障がい児福祉サービス】（18歳未満対象のサービス）**

現在利用	今後利用意向
放課後等デイサービス ……………51.1%	児童発達支援事業 ……………66.7%
児童発達支援事業 ……………33.3%	放課後等デイサービス ……………66.7%
保育所等訪問支援事業 ……………26.7%	保育所等訪問支援事業 ……………37.8%
医療型児童発達支援事業 ……………6.7%	福祉型障害児入所支援 ……………31.1%
福祉型障害児入所支援 ……………4.4%	医療型児童発達支援事業 ……………24.4%
医療型障害児入所支援 ……………2.2%	医療型障害児入所支援 ……………22.2%
	居宅訪問型児童発達支援【平成30年4月から】 ……17.8%



## 4 障がい福祉サービス提供事業所の状況

### (1) 障がい福祉サービス提供事業所一覧

現在、佐伯市には以下の事業所があります。

#### ■ 事業所一覧 ■

	法人名	名称	サービス名等	住所
1	社会福祉法人 県南福祉会	さつき園 小島	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型	佐伯市大字長良字小島4917番地
		さつき園 中江	生活介護 就労継続支援B型	佐伯市中江町4番35号
		こどもデイサービスセン ター宝島	児童発達支援 放課後等デイサービス	佐伯市向島1丁目3番8号
		児童発達支援センター つぼみ	児童発達支援 保育所等訪問支援	佐伯市長島町3丁目446番地
2	社会福祉法人 わかば会	清流の郷	生活介護 施設入所支援	佐伯市大字堅田2288番地1
3	社会福祉法人 翔南会	らいふさぼーと 番匠の 里	生活介護 就労継続支援B型	佐伯市弥生大字井崎2579番地3
4	社会福祉法人 青山21	サニーハウス	就労継続支援B型	佐伯市大字木立大中尾2160番地
		げんきファーム	就労継続支援A型	佐伯市大字木立永野2003番地7
5	社会福祉法人 大分県社会福祉事業団	大分県 なおみ園	生活介護 就労継続支援B型 施設入所支援 共同生活援助 居宅介護 同行援護 放課後等デイサービス	佐伯市大字堅田3909番地1
7	特定非営利活動法人 虹の翼	虹の翼福祉サービス	居宅介護 行動援護 放課後等デイサービス	佐伯市中の島3丁目12番27号
8	社会福祉法人 あしたば	のびのびランド	生活介護 就労継続支援B型	佐伯市大字木立字須留木6623番地
9	社会福祉法人 希望の森	太陽農園	就労継続支援B型	佐伯市中の島2丁目21番14号
		エバーグリーン	生活介護 就労継続支援B型	佐伯市大字池田1156番地
		放課後チャレンジDo	放課後等デイサービス	佐伯市中の島2丁目21番14号
10	特定非営利活動法人 さんゆうあけぼの	障がい者福祉サービス事 業所 あけぼの	就労継続支援B型	佐伯市宇女島10425番地
11	特定非営利法人 清望会	ネクストライフ	就労継続支援A型 就労継続支援B型	佐伯市長島町2丁目133番地

## (2) 事業所調査結果

障がい福祉サービスを提供している事業所の経営状況を把握するために、平成 29 年 10 月にアンケート調査を実施しました。

市内の 15 事業所に調査票を配布し、15 事業所から回答がありました。

### ① 利用者数及び職員数

回答のあった 15 事業所の利用者数及び職員数は、以下のようになっています。

#### ■ 利用者・登録者数 ■

利用定員 (人)	登録者 (人)	登録者内訳				1日平均 利用者 (平成28年度) (人/日)
		身体障がい (人)	知的障がい (人)	精神障がい (人)	その他 (人)	
405	738	108	545	89	46	372.34

※利用定員、登録者、登録者内訳は14事業所の合計（1事業所は無回答）

※1日平均利用者は13事業所の合計（2事業所は無回答）

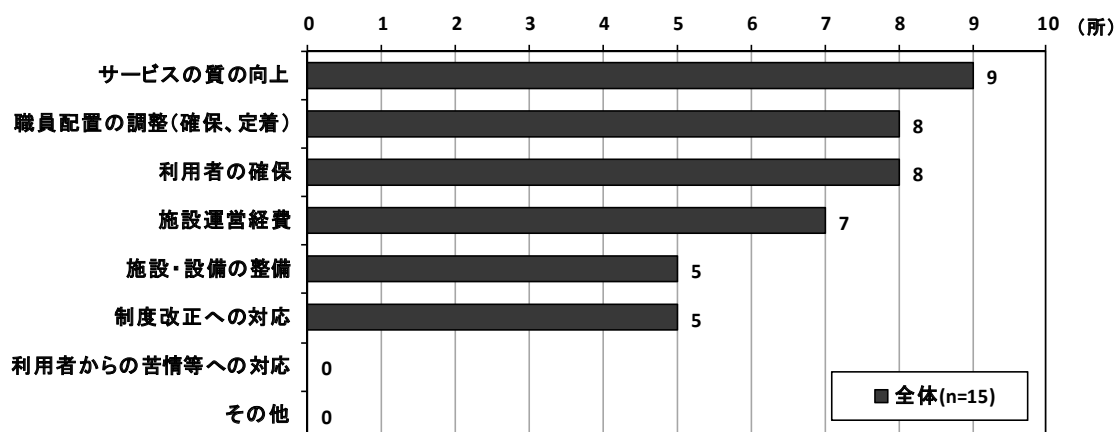
#### ■ 職員数 ■

常勤職員 (人)	非常勤職員 (人)	その他 (人)
208	123	9

### ② 事業を展開するに当たっての課題

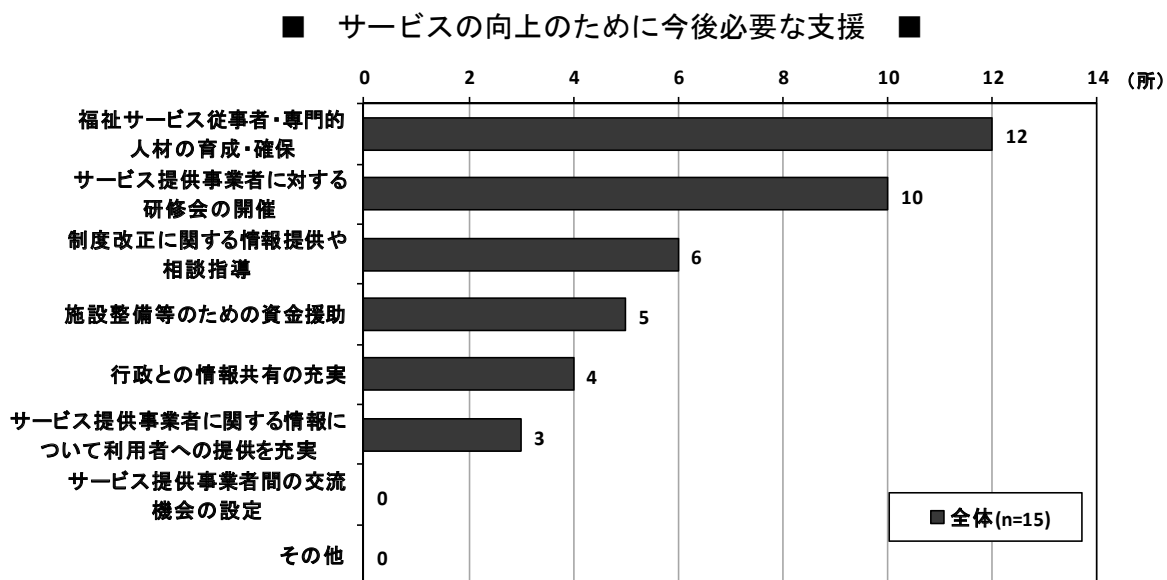
事業を展開するに当たっての課題としては、「サービスの質の向上」が9事業所、「職員配置の調整（確保、定着）」と「利用者の確保」が各8事業所、「施設運営経費」が7事業所、「施設・設備の整備」と「制度改正への対応」が各3事業所となっています。

#### ■ 事業を展開するに当たっての課題 ■



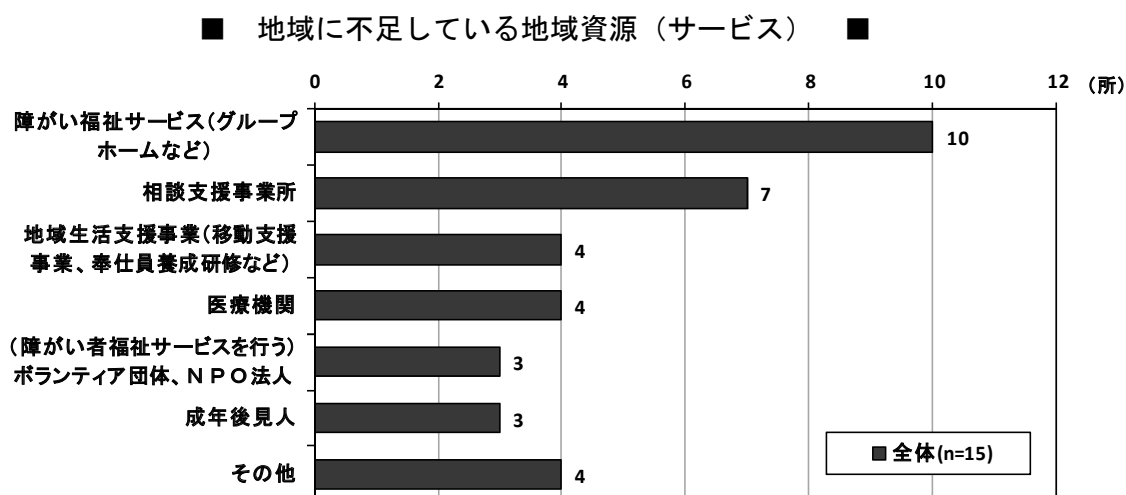
### ③ サービスの向上のために今後必要な支援

サービスの向上のために今後必要な支援としては、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が12事業所と最も多くなっています。次いで、「サービス提供事業者に対する研修会の開催」が10事業所、「制度改正に関する情報提供や相談指導」が6事業所、「施設整備等のための資金援助」が5事業所となっています。



### ④ 地域に不足している地域資源（サービス）

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、地域に不足している地域資源（サービス）としては、「障がい福祉サービス（グループホームなど）」が10事業所、次いで、「相談支援事業所」が7事業所となっています。

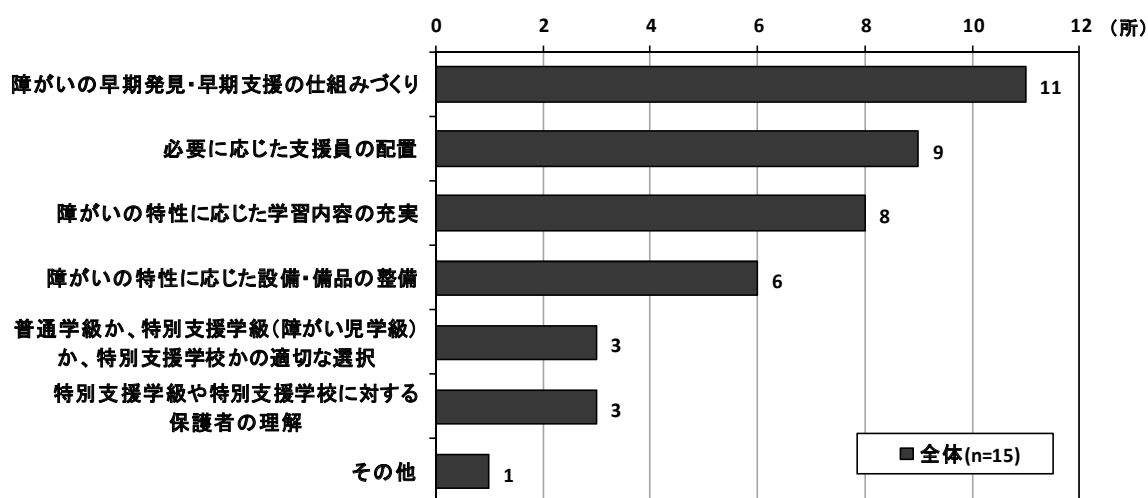


- 障がい福祉サービスの内容－共同生活援助(4)、障がい者支援施設(3)、ショートステイ(3)、重度対象のショートステイ、行動援護、重度対象のデイ、重度障がい者等包括支援、訪問看護、児童発達支援、日中一時支援
- 地域生活支援事業の内容－放課後等デイサービス、移動サービス
- その他の内容－入所系施設、移送サービス(2)、親亡き後を見据えた地域拠点の整備

## ⑤ 障がい児の教育・育成について

障がい児が個々の障がいの程度や特性、状態に応じた教育・育成を受けるために、今、特に求められているものとしては、「障がいの早期発見・早期支援の仕組みづくり」が 11 事業所で最も多くなっています。次いで、「必要に応じた支援員の配置」が 9 事業所、「障がいの特性に応じた学習内容の充実」が 8 事業所、「障がいの特性に応じた設備・備品の整備」が 6 事業所、「普通学級か、特別支援学級（障がい児学級）か、特別支援学校かの適切な選択」と「特別支援学級や特別支援学校に対する保護者の理解」が各 3 事業所となっています。

■ 障がい児の教育・育成に求められているもの ■



## 第3章 計画の推進体制

### 1 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施に当たっては、佐伯市地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携をはじめ、近隣市町との連携を図りながら、大分県障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域によるサービスの広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、ハローワークをはじめとする国・県の関係各機関との連携を図っていきます。

### 2 計画の進捗管理及び点検

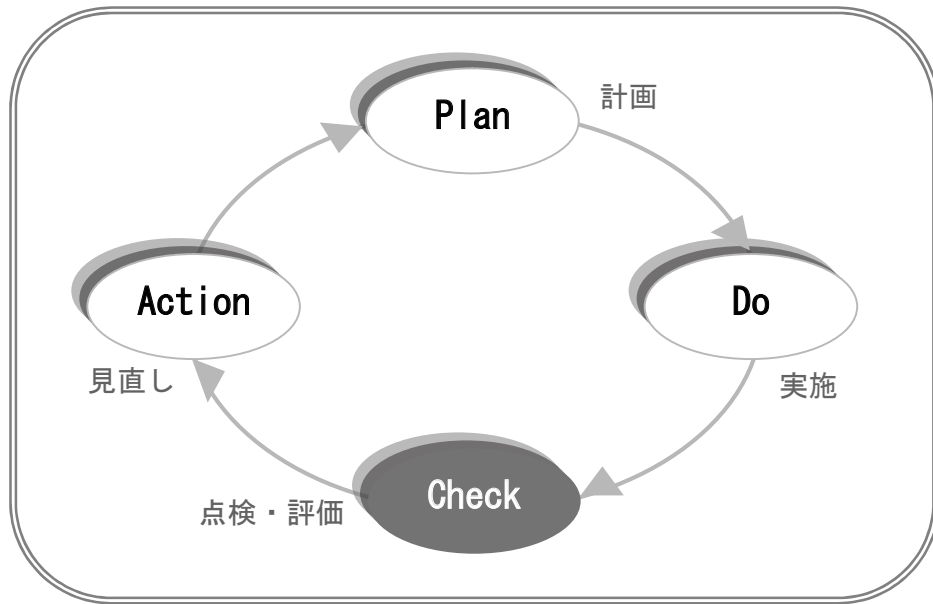
計画策定後の進捗管理及び点検については、障がい者の代表、福祉・医療・保健の関係者、障がい福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成される「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」のメンバーにより、定期的を実施します。

また、「佐伯市地域自立支援協議会」と連携しながら、個別のケース検討や各種福祉サービスの現状把握といった詳細な計画の運営・管理をしていきます。

今後も、協議会内の下部組織である専門部会や定例会の協議結果、意見等を協議会を通じて障がい福祉施策へ反映する体制の確立に努めていきます。

本計画の着実な実行に努めるため、今期計画から設定することとされたPDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議し、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ ■





## 第2部 障がい者計画





## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

障がい者計画は、前計画の基本理念である、『障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」』を踏襲しつつ、障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会を構築することを目標とします。

さらに、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現を目標とします。

#### 基本理念

障がいのある人々が自立した生活を送るとともに  
ノーマライゼーションの理念を更に浸透させ  
共生社会の実現を目指す

### 2 計画の基本目標

佐伯市障がい者計画の基本理念に基づき、前計画を継承し、基本目標を以下のように設定します。

#### 基本目標

- 障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築
- 障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策分野	施策項目
障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す	満ちた「共生社会」の実現 障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあい、「やさしさ」と「思いやり」に ともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築 発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を最大限に 障がいのある人がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に	生活支援	相談支援体制の充実
			在宅福祉サービスの充実
			障がい児支援の充実
		保健・医療	疾病予防と早期発見・治療の推進
			地域リハビリテーション及び医療の充実
			精神保健と難病疾患対策の推進
		教育、スポーツ・文化活動等の振興	インクルーシブ教育の推進
			スポーツ・文化活動等の振興
		雇用・就業、経済的自立の支援	障がい者雇用の促進
			福祉的就労対策の充実
経済的自立の支援			
生活環境	福祉のまちづくりの推進		
	居住環境の整備・バリアフリー化の促進		
	移動交通手段の充実		
情報アクセシビリティ	情報収集・提供の充実		
	コミュニケーション支援の充実		
安全・安心	防災対策の推進		
	防犯対策の推進と消費者トラブルの防止		
差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進		
	権利擁護の推進		
行政サービス等における配慮			

## 第2章 分野別施策の方向

### 1 生活支援

#### 【基本的考え方】

- 障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制づくりを構築していきます。
- 障がいの有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- 障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に努めます。

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ■ 現状と課題 ■

相談支援は、障がい者が最も利用したいサービス（P24 参照）です。

本市には、以下のような相談に対応する機関があり、障がい者相談支援センターを中心として、障がい者からの各種相談に対応しています。

- ・障がい者相談支援センター
- ・指定一般相談支援事業所（3 箇所）
- ・指定特定相談支援事業所（9 箇所）
- ・障がい者就業・生活支援センター
- ・福祉事務所
- ・学校教育課
- ・各振興局地域振興課
- ・大分県南部保健所
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員（232 人）
- ・障がい者相談員（14 人）

基幹型相談支援センターの設置については、障がい者相談支援センターを中心に連携している現在の状況を鑑みるに、機能的にはすでに満たされているものと解します。しかし、障がい者からの全ての相談に対応するには、指定特定相談支援事業所の不足などの課題の解消に取り組む必要があります。

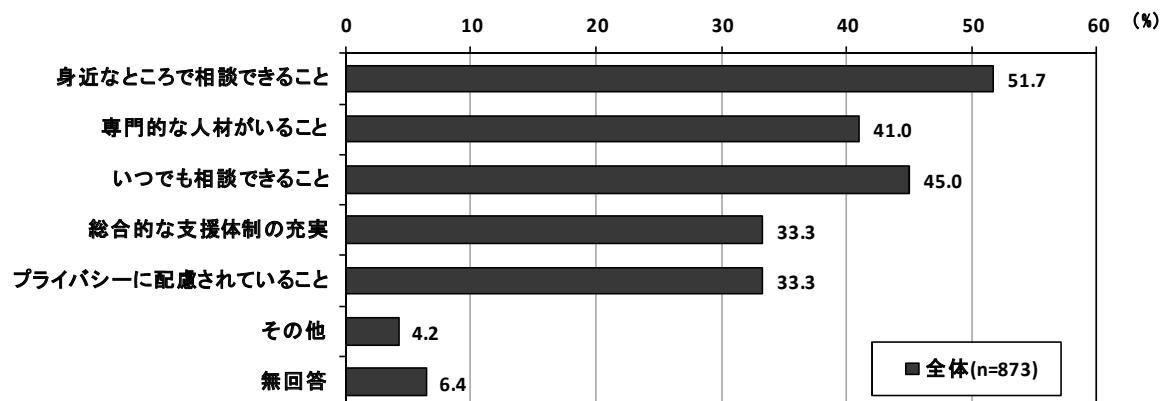
佐伯市地域自立支援協議会では、個別支援会議（多機関による多様な支援を必要とする個々のケースへの対応策を協議）と専門部会（テーマごとの課題や地域単位での課題の解決策を協議）の2種類の会議を柱に、相談支援を中心としたネットワークの構築に取り組んでおり、地域の相談支援の中核的な役割を担うこととなります。また専門部会には、常に現状に即した活動が求められることから専門部会の再編成等も念頭に置きながら組織づくりを検討する必要があります。

サービス利用計画の作成に係る計画相談支援については、9 箇所の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員による対応がなされています。しかし支給決定の根拠としてサービス等

利用計画案の作成は必須であることから、障がい者のケアマネジメントができる相談支援専門員は慢性的に人材が不足している状況です。さらなる指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の確保が急務となっています。また、やむを得ずセルフプランの策定を行うようになった場合には、障がい者相談支援センターにおいて、策定の援助を行います。

なお、障がい者調査によると、相談機能を充実させるために必要なこととしては、「身近なところで相談できること」「いつでも相談できること」「専門的な人材がいること」などが多くあげられています。

### ■ 相談機能を充実させるために必要なこと ■



### 《 施策の方向性 》

- 障がい者ができるだけ身近な地域で、様々な困り事などを相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障がい福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 障がい者個々の心身の状況、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、支援の必要性に応じた適切なサービスの支給に努めます。
- 公平・中立な相談支援の提供体制を整備するため、地域自立支援協議会の運営を活性化し、地域の連携とネットワークの強化を図ります。

### 【 具体的な取組 】

取組	内 容
地域における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐伯市障がい者相談支援センターや指定一般相談支援事業所の相談機能の充実・強化に努めます。</li> <li>● 地域自立支援協議会(地域生活支援部会兼合同部会)、障がい者相談員、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図り、障がい福祉サービスの利用や住宅入居等に関する支援の充実に努めます。</li> </ul>

計画相談支援の提供体制の充実	● 障がい福祉サービスを必要とする全ての障がい者が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用することができるように、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員及び指定特定相談支援事業所の増加に努めます。
地域の連携とネットワークの強化	● 相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などについての協議・調整等を円滑に行うため、佐伯市地域自立支援協議会の運営を活性化し、地域の関係機関の連携、ネットワークの強化を図ります。

## (2) 在宅福祉サービスの充実

### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、「現在利用」と「今後利用意向」における回答項目の上位はほぼ同じです。しかし、利用意向に、地域定着支援が第4位に挙げられているのが特徴的です。

### 【全体】《18歳以上対象のサービス》

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 ……………19.7%	相談支援事業 ……………38.1%
就労継続支援（B型「非雇用型」） …12.7%	就労継続支援（B型「非雇用型」） ……22.0%
補装具費支給 ……………9.8%	補装具費支給 ……………22.0%
生活介護 ……………9.0%	地域定着支援 ……………19.1%
施設入所支援 ……………7.8%	施設入所支援 ……………18.6%

### 【障がい児福祉サービス】（18歳未満対象のサービス）

現在利用	今後利用意向
放課後等デイサービス ……………51.1%	児童発達支援事業 ……………66.7%
児童発達支援事業 ……………33.3%	放課後等デイサービス ……………66.7%
保育所等訪問支援事業 ……………26.7%	保育所等訪問支援事業 ……………37.8%
医療型児童発達支援事業 ……………6.7%	福祉型障害児入所支援 ……………31.1%
福祉型障害児入所支援 ……………4.4%	医療型児童発達支援事業 ……………24.4%
医療型障害児入所支援 ……………2.2%	医療型障害児入所支援 ……………22.2%
	居宅訪問型児童発達支援【平成30年4月から】 ……17.8%

本市における在宅サービスは、全体としてみると必要とされるサービスについては不足なく提供できています。しかし、今後は、遠隔地における独居利用者等、サービス提供事業所の採算が取れない事案が増えてくることが予想されることから、必要に応じて本市管内外の事業所についても利用する等により広域的な視野が必要になると思われます。

また、共生型サービスとして、必要に応じて基準該当障がい福祉サービス等の決定を行い、介護保険サービス、障がい福祉サービスの相互給付を行うことで、社会資源の少ない地域におけるサービスの安定供給を目指す必要があります。

日中活動系サービスについても、総じて必要とされているサービス事業は確保されていますが、利用者の減少もあり、就労移行支援や就労継続支援A型等雇用に関わるサービス提供事業所、療養介護事業所の確保が困難な状況となっています。

国の進める地域共生社会の推進を図る意味からも雇用に関わるサービスは根幹のひとつとして考えており、新たに創設される就労定着支援サービス等を活用することで、就労の定着に努める必要があります。

居住系サービスについては、施設入所者の地域移行が順調に進んでいることから特に不足する状況とはなっていません。グループホームは、計画の目標値を超えて整備が進んでいます。

今後は、精神疾患に係る長期入院者の地域移行を促進する意味からも精神病院等と連携し、受け皿となるグループホームの整備が必要となります。

地域活動支援センターについては、利用者の特性から鑑みて従来のサービスをより利用しやすくすることを重視しています。また、必要に応じて機能の充実・強化を行います。今後は、地域活動支援センターの利用から就労継続支援事業等、より能動的なサービスにつなげていくことが必要となります。

### 《 施策の方向性 》

- 地域移行が進むことで、地域生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）又は移動支援などに利用の増加が見込まれることから、障がい者のニーズに対応できるよう量的・質的充実を図ります。
- 障がい者が豊かな地域生活を送るため、身近な場所で、生活介護や就労継続支援をはじめとした日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供基盤の充実を図ります。
- 障がい者の住まいの場を確保し、地域生活への移行を推進します。
- 必要に応じて基準該当障がい福祉サービスの活用により、サービスの安定供給を目指します。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護等の訪問系サービスを充実・強化を図ります。</li> <li>● 障がい者の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援など障がい者の移動に関するサービスの充実・強化を図ります。</li> </ul>

<p>日中活動系サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者ができるだけ身近な地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活介護事業所や就労移行、就労継続支援事業所などの日中活動の場を確保し、サービスの充実・強化を図ります。</li> <li>● 必要に応じて基準該当障がい福祉サービスの活用により、サービスの安定供給を目指します。</li> </ul>
<p>施設入所者等の地域移行の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループホームの整備等を進め、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。</li> </ul>
<p>地域活動支援センターの充実機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のための便宜を供与する地域活動支援センターの機能を必要に応じて充実・強化します。</li> </ul>

### (3) 障がい児支援の充実

#### ■ 現状と課題 ■

障害者総合支援法、改正児童福祉法により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、子どもの最善の利益の保障とともに共生社会の実現に向けた支援が求められています。

障がいの早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関・療育機関・教育機関・行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導、さらに、ライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるようさらなる体制整備を図っていく必要があります。

本市では、発達障がい児及びそれを疑われる児童については、通所サービス希望者に対する聞き取りを判定の基準として、サービス利用決定の可否、保護者のレスパイトを主な目的として短期入所利用等の決定を行っています。

また、児童発達支援センターを拠点として障がい児と関わる施設に対する支援を行うとともに、保育所、幼稚園、児童クラブ、児童館等の職員を対象に発達障がい研修会を実施しています。

サービスを必要としている児童は年々増加傾向にあり、提供事業所が不足している状況もみられることから、福祉サービスの充実・強化に努めるとともに、提供事業所の整備を図る必要があります。

#### 《 施策の方向性 》

- 障がいの特性とライフステージに応じた支援を適切に行うため、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供を含め、地域における療育支援体制の充実に努めます。
- 障がい児の健全な育成や社会への適応力向上に資するため、障がい児と関わりを持つ保育所等での受入を支援し、障がい児保育の充実を図ります。



**【 具体的な取組 】**

取 組	内 容
在宅サービス及び障がい児通所支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス又は児童発達支援等の障がい児通所支援事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業を実施し、在宅支援の充実に努めます。</li> </ul>
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神・身体に障がい又は発達遅滞のある乳幼児を保育所で受入れるようサービス提供による職員のスキルアップを図り、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促します。</li> </ul>
地域における療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい児通所支援事業所等と保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場が連携を密にするよう働きかけるとともに、医療・保健等の関係機関も参加して支援できる体制の充実に努めます。</li> </ul>
放課後児童クラブにおける障がい児受入れの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい児を受入れている放課後児童クラブに対し、支援者のスキルアップを目的としたスーパーバイザーを派遣し、障がい児の受入れを促進します。</li> </ul>

## 2 保健・医療

### 【基本的考え方】

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消に努めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

### (1) 疾病予防と早期発見・治療の推進

#### ■ 現状と課題 ■

各種健康診査・検診は、リスクを早期に発見して疾病等の発症を予防するとともに、疾病の早期発見による重症化の予防の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結び付ける機会でもあります。

本市では、以下のような取組をしています。

- 佐伯市健康づくり計画“さ～いきいき健康 21”に基づき、生活習慣病の予防に向けた保健事業を展開し、障がいの原因となる疾病予防に努めています。また、母子保健対策として、乳幼児から思春期、成人期、妊婦までの一貫した健康管理及び健康や障がいに対する正しい知識の普及を推進しています。
- 乳幼児健診及びその事後フォローを実施し、早期発見と早期療育・治療につなげています。今後は、就学児のケース連携について、より重視する必要があると思われます。
- 個別支援会議等に保健師等が参加し、疾病や障がいへの理解を促進し適切なサービスや治療に結び付くよう支援するとともに、要望のあった事業所職員向けに生活習慣病予防教育を実施しています。

#### 《 施策の方向性 》

- 専門的な人材を確保しながら保健事業のより一層の充実を図ります。
- 心身の健康や障がいに対する正しい知識の普及と疾病の早期発見に努めるとともに、適切な相談・指導等により早期治療・療育につながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

## 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
ライフステージに応じた保健事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関と連携しつつ、幼児期から思春期、成人期、妊婦にいたるライフステージの特性に応じた健康相談、健康教育を実施し、心身の健康づくり及び正しい知識の普及を図ります。</li> </ul>
障がいの早期発見と早期療育・治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めます。</li> <li>● 関係機関との連携のもと、適切な療育、治療につなげることができる体制の強化を図ります。</li> </ul>
相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康や疾病予防に関する相談体制及び訪問指導の充実を図ります。</li> <li>● 疾病や障がいに対する正しい知識の普及、及び不安の解消に努め、適切な療育・治療につなげます。</li> </ul>
専門的人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師・看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士など、保健医療に従事する専門職の確保に努めます。</li> </ul>

## (2) 地域リハビリテーション及び医療の充実

障がい者にとってのリハビリテーション及び医療の充実は、病気の治癒だけでなく、心身の負担の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものです。今後も医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割の中で障がい者一人一人のニーズに合ったリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

障がい者を取りまく環境を支える医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が機関、組織の枠を超えてリハビリテーションの立場から協力できるよう、より連携を強化していく必要があります。

障がい福祉サービスのうち、機能訓練は、利用期限のあるサービスであるため市内に利用人数が少ない等の理由により、提供事業所がこのサービスから撤退している状況もみられます。今後は、他の代替サービスで補完することも検討していく必要があります。

## 《 施策の方向性 》

- リハビリテーションにおける各時期（急性期・回復期・維持期）において、保健・医療・福祉関係機関等が連携し、それぞれが適切な役割分担を担いながら、連続したリハビリテーションを提供できる体制づくりを図ります。
- 障がい種別や状況に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、各種医療制度の周知に努めるとともに、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

## 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
機能訓練の充実	● 自立支援給付による自立訓練（機能訓練）のサービス提供事業者の確保に努め、障がい者の機能回復及び社会復帰を促進します。
地域リハビリテーション体制の確立	● 保健・福祉・医療の各関係機関等が連携し、効果的で連続したリハビリテーションが実施できる体制（ネットワーク）の構築に努めます。
各種医療制度の周知と利用促進	● 自立支援医療、重度心身障がい者医療等の各種医療制度について、周知及び利用促進を図ります。 ● 重度心身障がい者医療費助成の自動償還払い（※）を推進します。

※自動償還払いとは、申請を行わなくても医療費が自動的に口座振込みされる方法です。

### （３）精神保健と難病疾患対策の推進

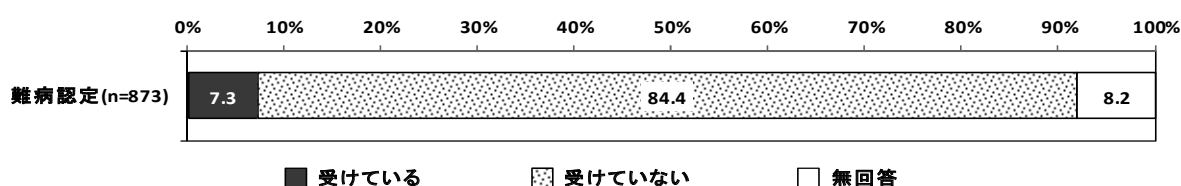
#### ■ 現状と課題 ■

精神疾患に対する正しい知識を持つことで、初期の段階で気づき、早期治療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。本市でも、精神疾患の早期発見のため、精神保健相談や健康教育、訪問指導といった保健事業を実施しています。

障害者総合支援法により、障がいのある人の他に難病等の人たちがサービス給付対象者に加わり、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。平成 29 年 4 月からは、対象となる疾病が 358 に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

障がい者調査によると、障がい者の 7.3%が難病認定を受けています。

【障がい者調査による難病認定】（再掲）



#### 《 施策の方向性 》

- 関係機関と連携しながら、心の健康づくり及び相談体制の強化に努め、精神疾患の早期発見、早期治療を図ります。
- 精神障がい者が安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指し、地域住民との交流やふれあいを通して精神障がい者の社会復帰の促進及び精神障がいに対する理解の促進を図ります。
- 難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援等を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図るとともに、障害者総合支援法に基づき、適切なサービスを提供します。

**【 具体的な取組 】**

取 組	内 容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者相談支援センター、大分県南部保健所と連携して気軽に相談できる体制づくりに努めます。</li> <li>● 必要に応じて訪問指導を行い、精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。</li> </ul>
心の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心の健康に対する認識を深めるため、学校教育と連携しながら思春期における健康教育の充実を図ります。</li> </ul>
精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携しながら、健康教育等の保健事業や広報活動等を通じて、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発を図ります。</li> </ul>
精神疾患の治療継続・促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障がいのある人が障がい福祉サービス提供事業所に通所を行う際、交通費の助成を行い、受診喚起、継続を促すことで、病状安定につなげます。</li> </ul>
難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病患者等に対し、身体状況等に応じた適切な福祉サービス等を提供について周知を図ります。</li> <li>● 小児慢性特定疾病患者がいる世帯に対して、助成を行い、治療に係る経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>

### 3 教育、スポーツ・文化活動等の振興

#### 【基本的考え方】

- 障がいのある幼児や児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がいのある幼児や児童生徒が、障がいのない幼児や児童生徒とともに学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。
- 障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

#### (1) インクルーシブ教育の推進

##### ■ 現状と課題 ■

障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し社会に参加するために必要な能力を養うため、一人一人の障がいの程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。

インクルーシブ教育（障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育）においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

また、障がいのある子ども一人一人の能力、特性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質・指導技術の向上が何よりも重要です。特に、小・中学校では学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD/HD）、高機能自閉症など対象となる児童・生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

本市では、障がいのある子どもへの指導や相談支援体制の充実を図るために、佐伯市子ども特別支援ネットワークを設置し、また、市内の全小・中学校に特別支援教育コーディネーターと校内委員会を置いて、校内での支援体制を検討、巡回相談をしたり、保育所(園)には発達医療センターや発達支援センターの専門担当者を派遣したりするなど、特別支援教育・保育の推進に向けて取組を進めています。

##### ■ 特別支援学級等の状況（平成29年5月1日現在） ■

	設置校（園）数	設置学級数	在籍数
小学校	14校	22学級	62人
中学校	11校	15学級	38人

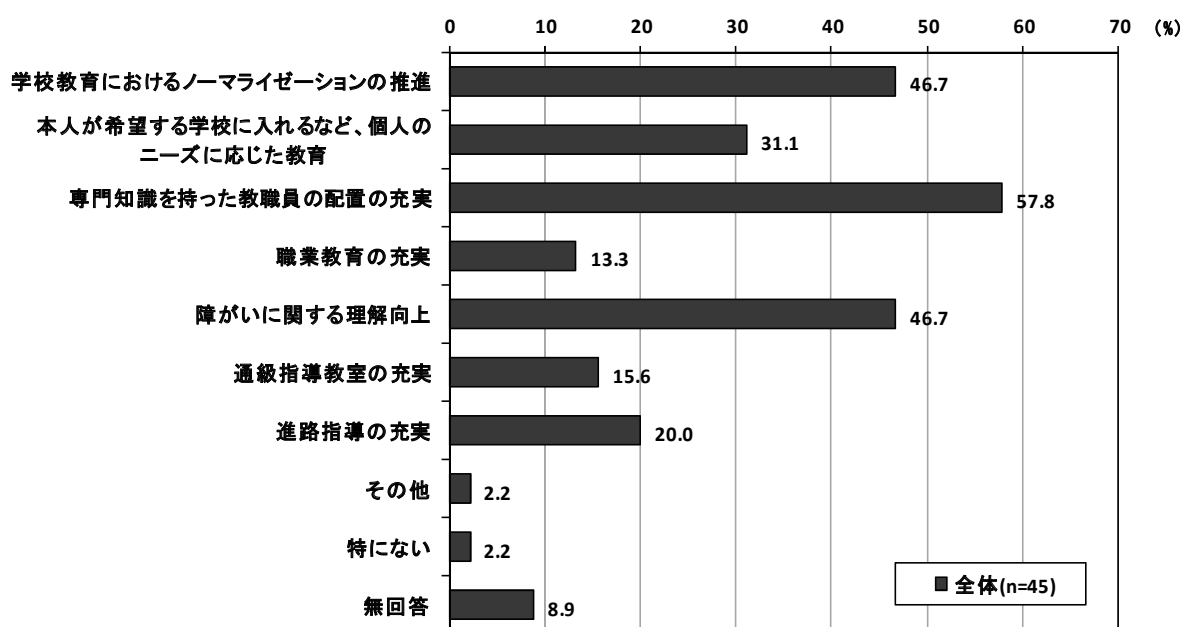
■ 通級指導教室の設置及び通級状況（平成 29 年 5 月 1 日現在） ■

	設置校（園）数	設置学級数	通級人数
小学校	5 校	5 学級	31人

- ・ 特別支援教育支援員配置 小学校17校、30名 中学校 7 校、7 名
- ・ 特別支援教育コーディネーター 全小中学校に配置（31名）
- ・ 学校メディカルサポート実施校 幼稚園 3 園、小学校13校、中学校 2 校（H28年度）

また、障がい者調査によると、保育・教育に関する要望では、「専門知識を持った教職員の配置の充実」（57.8%）が最も多く、次いで、「学校教育におけるノーマライゼーションの推進」と「障がいに関する理解向上」（各 46.7%）、「本人が希望する学校に入れるなど、個人のニーズに応じた教育」（31.1%）となっています。

■ 保育・教育に関する要望 ■



《 施策の方向性 》

- 乳幼児健診等、保健事業の充実を図り、疾病・障がいの早期発見をはじめ、早期療育につながる体制づくりに努めます。
- 障がいのある子どもが十分な療育を受けることができるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 障がいのある児童が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児期を含めた早期からの教育相談・就学相談の実施を推進し、教育の充実を図ります。
- 障がいのある児童一人一人の障がいや特性に応じた教育を提供できる体制づくりに努めます。

**【 具体的な取組 】**

取 組	内 容
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人一人の障がい特性に応じ、保育所（園）、幼稚園、認定子ども園、保護者、専門機関等との連携を強化し、きめ細やかな障がい児保育を推進します。</li> </ul>
放課後の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後や夏休み等の長期休暇中において、療育等が継続的に行うことができるよう、放課後等デイサービス提供事業者の確保に努めます。</li> </ul>
障がいのある子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小児科医師、保健師、発達支援員などの専門の相談員による各種子ども健康相談や母子保健事業等の充実を図ります。</li> <li>●県南部保健所、相談支援事業所、地域自立支援協議会子ども支援部会、佐伯市子ども特別支援ネットワーク等と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>
相談支援ファイル「きずな」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある子どもへの一貫した支援の充実を図るため、関係機関と連携を図り、相談支援ファイル「きずな」の活用に努めます。</li> </ul>
保護者を含めた関係機関との情報交換の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者、各施設、関係機関などとそれぞれの障がいのある児童についての情報交換を図り、適切な教育・保育の充実に努めます。</li> </ul>
就学指導、特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人一人の障がいの種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。</li> </ul>



## (2) スポーツ・文化活動等の振興

### ■ 現状と課題 ■

スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、以下のようなスポーツ・文化活動を行っています。

分野	内容
スポーツ	・福祉ふれあい運動会（9月）
文化活動	・ときめき作品展（10月）

- 送迎対応等により、各種障がいスポーツ大会への参加を促進しています。今後とも、より多くの障がい者が参加を希望するよう、障がい者全体に対して、スポーツ大会への参加意欲の向上を図る必要があります。
- 各種スポーツ大会の開催通知や当日の様子等については、市報等で広報しています。
- 大分県の開催するときめき作品展の出品作品を展示会場へ持ち込む等文化活動への参加に協力しています。今後、さらに多くの障がい者が文化活動へ興味を持ち、積極的に参加をするよう、意欲の向上に向けた働きかけを行う必要があります。

### 《 施策の方向性 》

- スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の確保のため活動支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者の学習活動への参加を支援し、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。

### 【 具体的な取組 】

取組	内容
スポーツ大会・イベント等への参加促進	● 障がい者団体、障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者のスポーツ大会や各種イベントへの参加を支援します。
文化活動の推進	● ときめき作品展などへの出品や、各種教室・講座等への参加を促進します。
スポーツ・レクリエーション活動の支援	● 「障がい者スポーツ大会」等への参加をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しめるよう支援及び情報提供を行います。 ● スポーツを通じて体力の維持・向上を図るとともに、交流と親睦を深めることができるよう、生涯スポーツの振興を図ります。

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【基本的考え方】

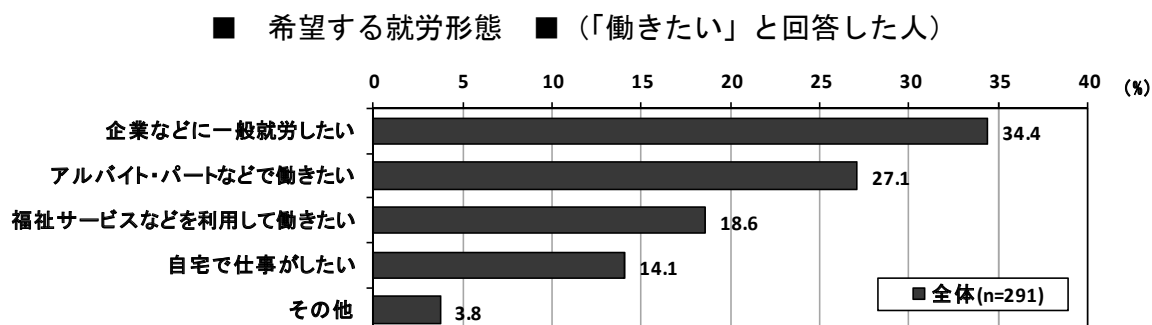
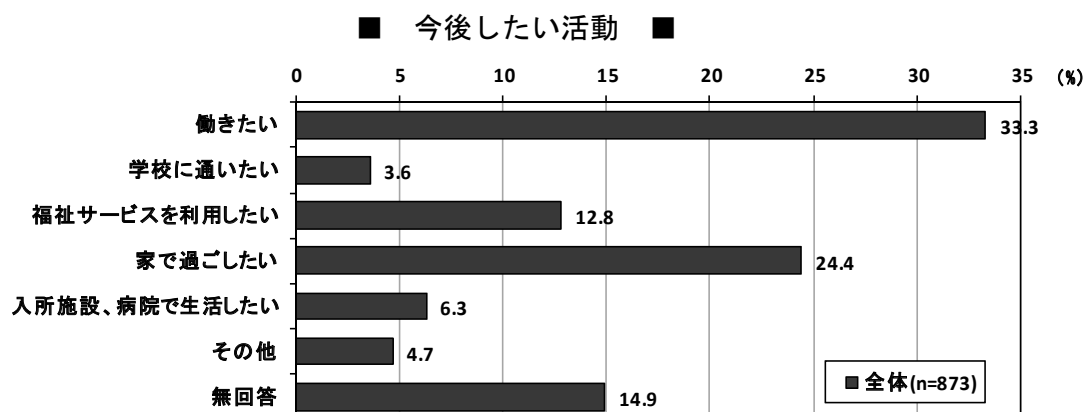
- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては、就労支援サービスの底上げにより、工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
- 雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により、障がい者の経済的自立を支援します。

### (1) 障がい者雇用の促進

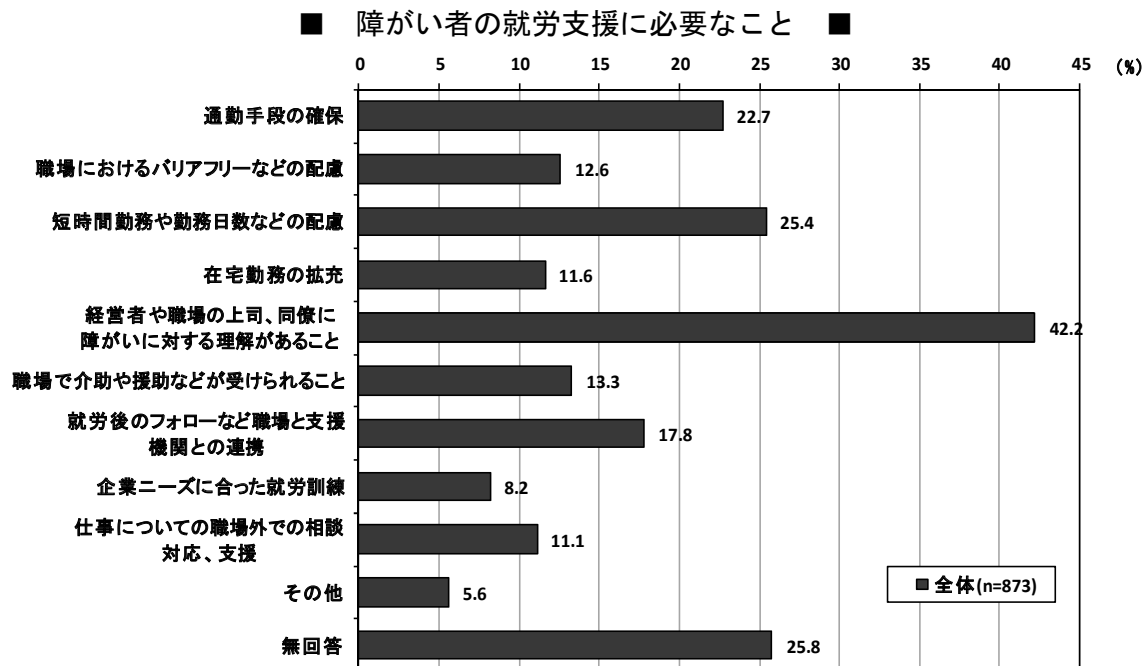
#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査から今後したい活動をみると、「働きたい」(33.3%)が最も多く、希望する就労形態としては、「企業などに一般就労したい」(34.4%)が最も多くなっており、障がい者の就労意欲は非常に高くなっています。

本市では、障がい者就業・生活支援センター「じゃんぷ」を中心に連携し、障がい者の雇用促進を図っています。しかし、就労移行支援サービスを利用し一般就労へつなげることが可能な障がい者の見極めが困難であること、一般就労をするに当たって求められる条件が厳しいこと、利用者の大幅増が見込めないことから、就労移行支援サービス提供事業所の増加が期待できないことなどの理由により、障がい者の就労は非常に難しい状況が続いています。



そうした中で、障がい者の就労支援に必要なこととしては、「経営者や職場の上司、同僚に障がいに対する理解があること」（42.2%）が最も多くなっています。



### 《 施策の方向性 》

- 障害者総合支援法に基づく就労支援サービスの提供体制の確保、一般雇用の促進を積極的に行うため、佐伯公共職業安定所及び福祉・労働関係機関との連携により、各種適応支援制度を活用しつつ、職業リハビリテーションの充実を図ります。
- 公共職業安定所では、障害者雇用助成制度を積極的に運用していることから、公共職業安定所との連携を強化し、民間企業に対する働きかけや、障がい者の就業の拡大を図ります。

### 【 具体的な取組 】

取組	内 容
就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労移行支援サービスを提供する事業者を確保、一般就労への移行支援の充実に努めます。</li> <li>● 企業等に対しては、障がい者の雇用拡大を求めています。</li> </ul>
公共職業安定所との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなど公共職業安定所との連携強化を図ります。</li> </ul>
各種制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練に係る各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。</li> </ul>
障がい者法定雇用率の達成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報活動等を通じ企業に法定雇用率の達成を呼びかけます。</li> </ul>

## 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。〔カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模です。〕なお、平成30年4月1日に改正が行われますので、改正後の基準を記載しています。

- 民間企業の法定雇用率
  - 一般の民間企業（常用労働者数45.5人以上規模の企業）……………2.2%
  - 特殊法人等（常用労働者数40人以上規模の企業）……………2.5%
- 国、地方公共団体（職員数40人以上の機関）……………2.5%
- 但し、都道府県等の教育委員会（職員数41.7人以上の機関）……………2.4%

なお、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされます。

重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされます。

【参考】大分県における障がい者の法定雇用率の達成状況（大分労働局調べ H29）

障がい者の実雇用率は以下のとおりです。

- 民間企業
  - 一般の民間企業（H29 法定雇用率2.0%）……………2.44%
  - 特殊法人等（H29 法定雇用率2.3%）……………1.48%
- 国、地方公共団体（H29 法定雇用率2.3%）……………2.66%
- 但し、都道府県等の教育委員会（H29 法定雇用率2.2%）……………2.20%

## (2) 福祉的就労対策の充実

民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場、また働く場として重要な役割を果たしています。

就労継続支援がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。

大分県では、『大分県障がい者工賃向上計画（第2期）[H27～H29]』を策定し、企業などでの一般就労が困難で、福祉的就労の場である『就労継続支援B型事業所』を利用する障がい者の工賃水準の向上を図り、地域において自立した生活を実現できるようにすることを目的とし、行政、地域の関係団体などが一体となった取組を推進しています。

市では発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所へ優先的に発注を行っていくとともに、県と連携し、工賃の増加を図るため今後とも授産活動の活性化を推進する必要があります。

### 《 施策の方向性 》

- 一般就労が困難な人の働く場として、就労移行支援や就労継続支援A型・B型など、福祉的就労の場の確保に向け、関係機関と連携を図りながら取り組めます。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
福祉的就労の場の充実	● 訓練等給付による就労継続支援サービスを提供する事業所の確保に努めるとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般企業への就労が困難な障がい者の就労の場の充実に努めます。
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	● 毎年度、障がい者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を作成・公表し、障がい者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。
地域活動支援センターの充実	● 障がい者団体やNPO法人等のサービス提供事業者と連携し、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会等の充実と交流促進を図ります。

### (3) 経済的自立の支援

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

さらに、この他にも障がい者の経済的自立を支援するため、重度心身障がい者の医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス・タクシー・JR・航空運賃及び有料道路の割引、さらには公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も充実を図る必要があります。

#### 《 施策の方向性 》

- 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図ります。
- 各種制度の適切な運用を行います。

#### 【 具体的な取組 】

取組	内 容
年金・手当制度の周知	● 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図るとともに、各種制度の適切な運用を行います。
税の減免・控除、各種割引制度の周知	● 障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免・控除や JR 等の運賃・料金の割引制度について周知を図ります。
医療費公費負担制度の周知	● 重度心身障がい者医療費の助成、自立支援医療等の各種制度の周知を図り、適切な運用を行います。

## 5 生活環境

### 【基本的考え方】

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者を取りまく住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。

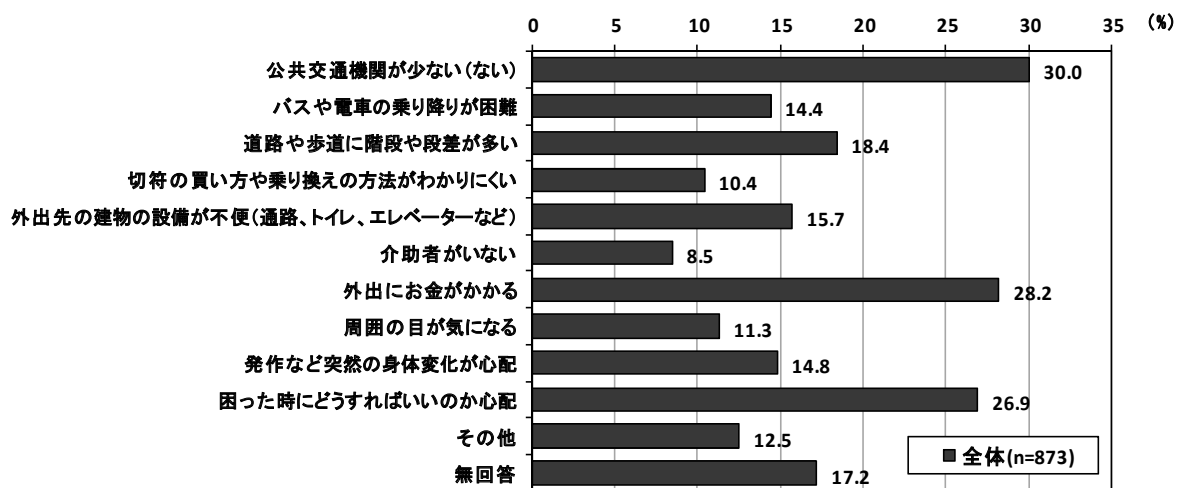
### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、公共交通の整備、道路や公共施設での段差の解消などのバリアフリー化、誰もが自由に快適に利用できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが求められています。

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「道路や歩道に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が多くなっており、バリアフリー化の推進の重要性がうかがえます。

#### ■ 外出する時に困ること ■



本市では、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、様々な対策を講じています。

#### 《公共施設・道路等のバリアフリー化》

- 従来よりある公共施設についてはバリアフリー構造になっていないものもありますが、新規建設する公共施設については、障がい者をはじめとする誰もが利用しやすい構造としています。さらに、市の構造物以外でもバリアフリー構造が普及するよう啓発していく必要があります。

### 《公共交通機関のバリアフリー化》

- 公共交通機関の利用者数が少ないため、バリアフリー等を目的にコストをかけた対策が困難な状況であり、施設改善を求める住民の声を集める等環境改善に向けた努力が必要とされています。

### 《 施策の方向性 》

- 障がいのある人などが、自らの意思で自由に外出したり、積極的に社会へ参加できるように、建築物や道路、交通機関など公共施設等のバリアフリー化に引き続き取り組みます。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
公共施設・道路等のバリアフリー化	● ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点にたって、誰もが利用しやすい施設整備について計画的に推進します。
公共交通機関のバリアフリー化	● 公共交通手段の障がい者等の利便性を考慮したデザインの採用を行うことによるアクセシビリティの向上を推進します。

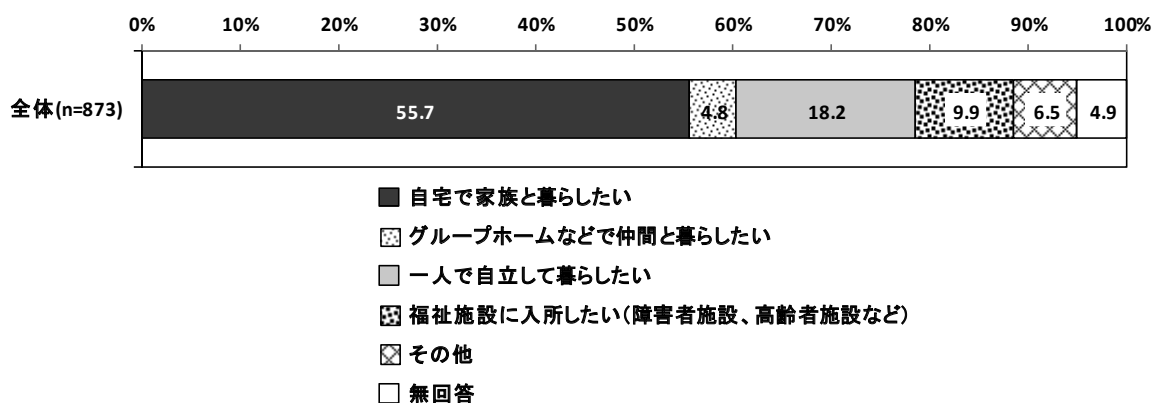


## (2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進

### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、将来の希望する暮らし方では、「自宅で家族と暮らしたい」(55.7%)が最も多く半数を超えています。

### ■ 将来の希望する暮らし方 ■



本市では、住み慣れた家で生活できるよう住宅改造事業費助成、重度障害者住宅改造事業費助成事業を通じて、バリアフリー化を推進しています。

また、入所施設等からの地域移行の際、受け皿として大きな要因として挙げられるグループホームについては、当初の計画を上回って整備が進んでいます。

### 《 施策の方向性 》

- 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。
- 地域での自立に向け、一人暮らしを望む人や入院・入所から地域へ移行しようとしている人が住まいの確保ができるよう、グループホームの設置の促進を行います。
- 国・県の補助制度などの情報提供を行い、グループホーム整備等についてサービス提供事業者の新規参入及び事業拡大の促進を図ります。

### 【 具体的な取組 】

取組	内容
住宅のバリアフリー化の推進	● 障がいのある人や高齢者が住み慣れた地域でいつまでも在宅生活を送ることができるよう、住宅改造助成事業や日常生活用具給付等事業などの周知・啓発を図り、住宅のバリアフリー化を推進します。
グループホームの整備	● サービス提供事業者と連携を図りながら、障がいの種類に関係なく、誰でも安心して地域生活を送り続けることができる場としてのグループホームの確保に努めます。

### (3) 移動交通手段の充実

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(30.0%)が最も多く、「バスや電車の乗り降りが困難」(14.4%)もあげられています。(P56 参照)

本市では、コミュニティバスを運営していますが、路線バス利用者の関係もあり、少数のニーズに路線、運行状況が適応していない状況になっています。

また、障がい者の負担を軽減し福祉の増進を図るため、タクシー利用に係る助成事業を行っています。タクシー券交付は障がいの種別、等級により対象者の制限を設けていますが、交付枠の拡大を望む声もあります。

#### 《 施策の方向性 》

- 外出支援の充実を図るため、公共交通機関等の利便性の向上に努めます。
- 地域生活支援事業における移動支援事業など、障がいのある人の外出支援の充実を図ります。

#### 【 具体的な取組 】

取組	内 容
公共交通網の確保	● 「佐伯市地域公共交通計画」及び「佐伯市地域公共交通総合連携計画」に基づき、コミュニティバス等の公共交通について、随時、実態の検証等を行いながら運営していきます。
移動支援対策の充実	● 障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業における、自動車運転免許取得、自動車改造助成事業や移動支援事業、障がい者タクシー利用助成事業の充実に努めます。

## 6 情報アクセシビリティ

### 【基本的考え方】

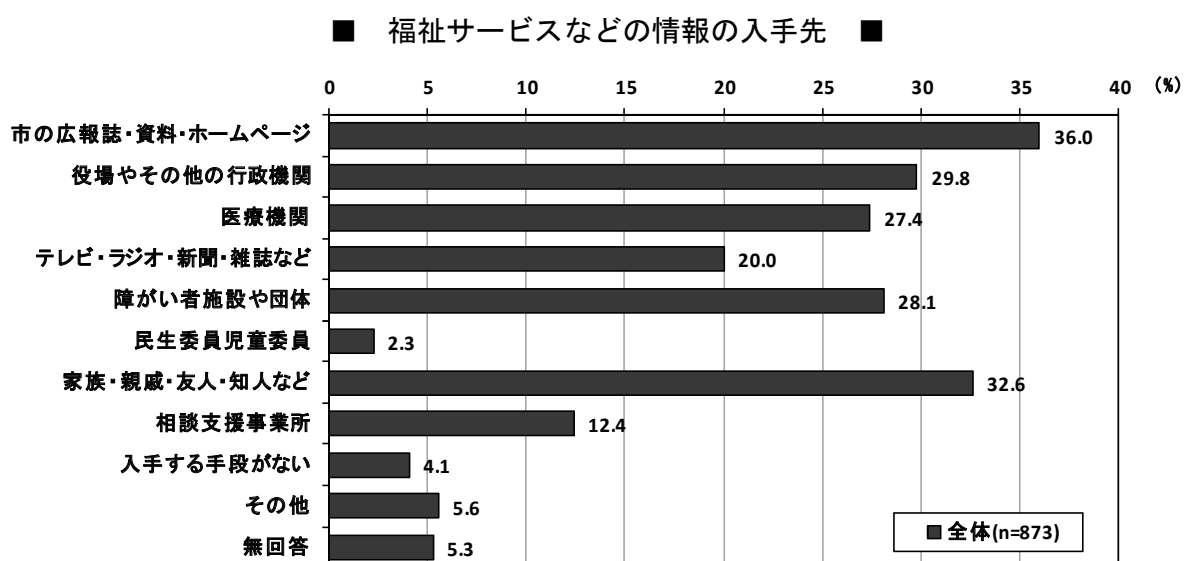
- 障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
- 障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

### (1) 情報収集・提供の充実

#### ■ 現状と課題 ■

福祉サービスや市政等に関する情報をはじめとして、障がい者が必要とする情報を入手する環境は、必ずしも十分なものとはいえません。

障がい者調査による、福祉サービスなどの情報の入手先としては、「市の広報誌・資料・ホームページ」(36.0%)が最も多く、次いで、「家族・親戚・友人・知人など」(32.6%)、「役場やその他の行政機関」(29.8%)、「障がい者施設や団体」(28.1%)、「医療機関」(27.4%)が上位にあげられています。



本市では、以下のような取組をしています。

- 市報、ケーブルテレビ、佐伯市ホームページを通じて必要な情報を提供しています。
- 必要に応じてホームページの更新を行い、最新の情報を伝えています。
- 市報の朗読をCDに録音した声の市報、点字市報を配布することにより、必要な情報を提供できるよう対応しています。
- 日常生活用具の給付により、障がい者用パソコン及びマウスなどの周辺機器を必要

な障がい者に給付しています。

### 《 施策の方向性 》

- 様々な媒体や機会を通じ、積極的に情報提供します。
- 情報格差に配慮しつつ、ケーブルテレビやパソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
多様な方法・媒体による情報提供の充実	● 市報や市ホームページをはじめ、ケーブルテレビ、電子メールの活用など、多様な方法・媒体を通じた情報提供の充実に努めます。
ホームページによる情報提供の充実	● 市のホームページを活用し、障がい福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実に図ります。
市報の点字化・音声化の実施	● 文字による情報入手が困難な人のために、点訳・音訳その他、障がいのある人に分かりやすい方法により、市報、各種事業の紹介、生活情報等の提供に努めます。
日常生活用具の給付	● 日常生活用具の給付事業において障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。

## (2) コミュニケーション支援の充実

### ■ 現状と課題 ■

視覚障がい者・聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市では、障がい福祉課に専任手話通訳者を配置し、派遣事業を行う他、点訳・音訳による広報の提供、手話・要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。

今後も引き続き、手話通訳者・点訳者・要約筆記者等の支援者の確保及び育成が必要と考えられます。

### 《 施策の方向性 》

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣等により障がい者のコミュニケーションを支援します。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
手話通訳者・要約筆記者の派遣	● 聴覚障がい者等が公的機関又は医療機関等に出向く必要がある時で、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、市が登録した手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
手話通訳者・要約筆記者の養成	● 聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。
手話通訳者の配置	● 聴覚障がい者や中途失聴者が関係機関で各種相談や手続等を行う際の意思伝達に係る仲介機能を果たすため、市役所等に手話通訳業務を行う手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう支援します。

## 7 安全・安心

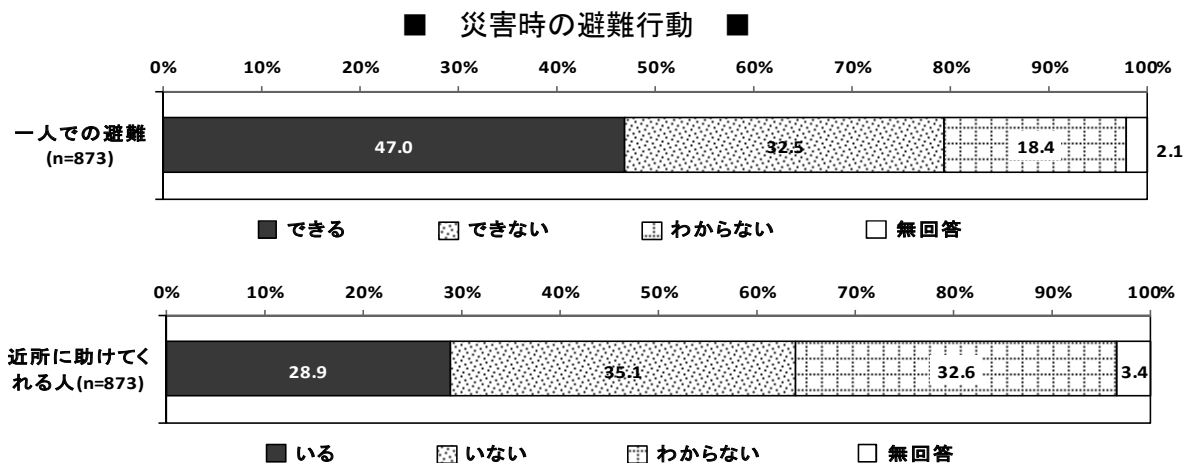
### 【基本的考え方】

- 障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- 障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

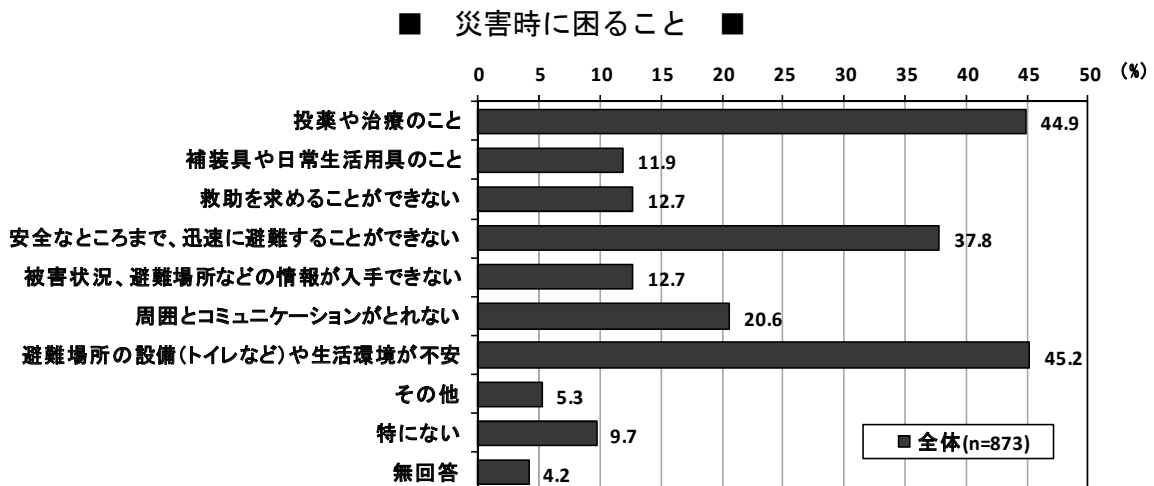
### (1) 防災対策の推進

#### ■ 現状と課題 ■

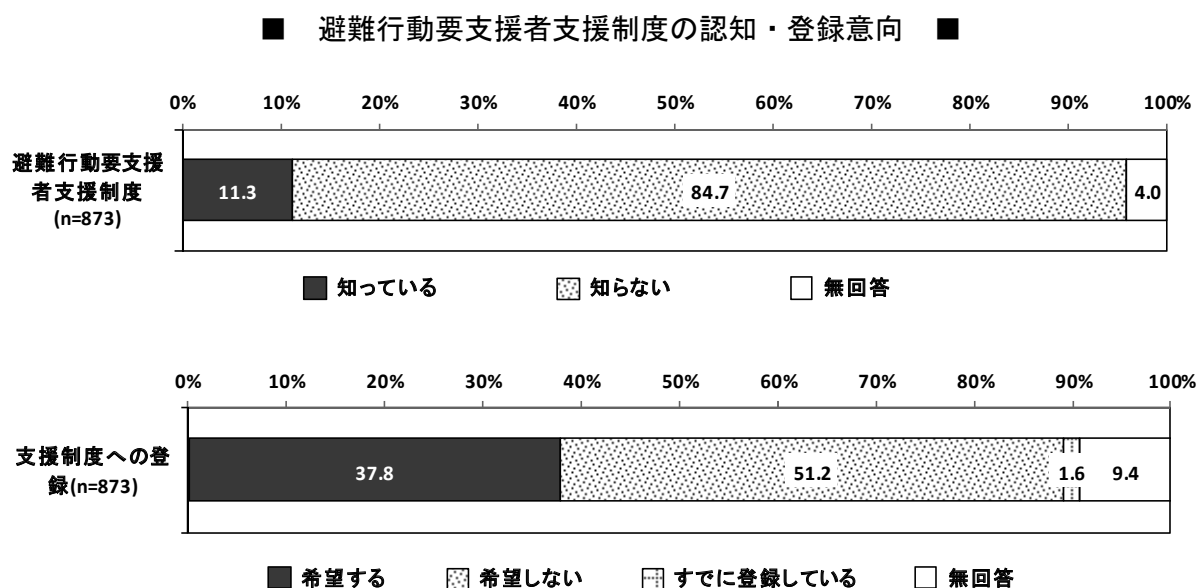
障がい者調査から災害時の対応をみると、一人で避難できる人は、47.0%と半数を下回り、家族がいない場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいるのは、28.9%と少なくなっています。



また、災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（45.2%）や「投薬や治療のこと」（44.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（37.8%）などが多くなっています。



避難行動要支援者支援制度を「知っている」は 11.3%にとどまり、支援制度への登録には 37.8%が希望すると答えています。



本市における防災体制は、現状で災害時の避難等体制づくりに関して整備が進められている状況です。但し、防災に関し障がい者総合支援法や水防法等複数の法令が存在しており、一本化した体制整備が困難な状況となっています。

各法令に対応した迅速な災害体制づくりが必要ですが、対象となる災害、避難者、状況等が複雑化していて、その作成は困難なものとなっています。

避難のための情報伝達としては、各地区に防災スピーカーを設置して情報提供をしています。また、屋外のスピーカーでは、気象条件により聞き取りにくいことがありますので、平成 29 年度から希望する世帯に防災・行政ラジオを配布しています。

なお、視覚障がい者用として取扱説明書を音声で録音したものを CD 化して、希望者に配布しています。聴覚障がい者については、緊急ラジオ放送があったことを LED ライトで知らせる機器を用意しており希望者に配布しています。また、さいき防災メールにより防災情報が確認できるようにしています。

災害時には災害対策本部と福祉事務所が連携を取りながら対応を行うこととなりますが、細部にわたって役割分担を明確にする必要があると考えます。

### 《 施策の方向性 》

- 障がいの有無に関わらず、全ての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達手段の確保を図ります。
- 災害が発生し、又はそのおそれがある場合など緊急時の避難支援体制を整備することにより、災害に強いまちづくりを推進します。

**【 具体的な取組 】**

取 組	内 容
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市広報誌や市ホームページ等を活用した分かりやすい防災関連情報の提供により、防災意識の向上を図ります。</li> </ul>
地域における避難行動要支援者の避難、安否確認体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団、自主防災組織、自治会、民生委員、福祉関係者、障がい者関係団体、地域住民等の協力体制を構築し、避難行動要支援者に対する迅速な情報伝達、円滑な避難等の実施など、避難体制を強化します。</li> <li>● 「佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン」（個別計画）に基づき、個人情報に配慮しながら、避難行動要支援者に関する情報について、自治会や自主防災組織と協力して、個々の状態に応じた個別計画等の作成に努めます。</li> </ul>
避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時において、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の緊急情報が避難行動要支援者に確実に伝達されるよう、防災行政無線や広報車による放送に加え、携帯端末を活用した防災情報メールなど、各種伝達方法の特性を踏まえた有効な防災情報システムの充実を図ります。</li> </ul>
緊急時の情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。</li> </ul>



## (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

### ■ 現状と課題 ■

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、最近では、障がい者や高齢者をねらった犯罪が多発しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。

本市では、ケーブルテレビ等の媒体を介して、悪質商法等の犯罪に関する情報を提供するとともに、市の公聴広報課に消費者相談窓口を常時設置して、相談の対応、啓発等を行っています。

### 《 施策の方向性 》

- 関係機関と連携を図るとともに、緊急時の通報体制を確保し、防犯機能の強化に努めます。
- 消費生活に関する相談受付体制を整備するとともに、消費者被害対応についての啓発を行い、消費者トラブルの防止及び早期発見、被害からの救済に努めます。

### 【 具体的な取組 】

取 組	内 容
地域防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の自主防犯活動の促進を図ります。</li><li>● 警察及び防犯関係団体等との連携強化に努めます。</li></ul>
消費生活に関する相談及び消費者被害の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）等の関係機関との連携を強化し、消費生活に係る相談を受け付けるとともに、市報やケーブルテレビ等で消費者被害対策・対応について啓発や情報提供を行い、消費者被害の減少と被害からの救済に努めます。</li></ul>

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【基本的考え方】

- 社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民一般の理解の下、環境の整備をはじめとする障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等に基づく実効性ある施策の推進を図ります。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等を図ることで、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

### (1) 障がいを理由とする差別解消の推進

#### ■ 現状と課題 ■

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月から施行され、これにより、何人も障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

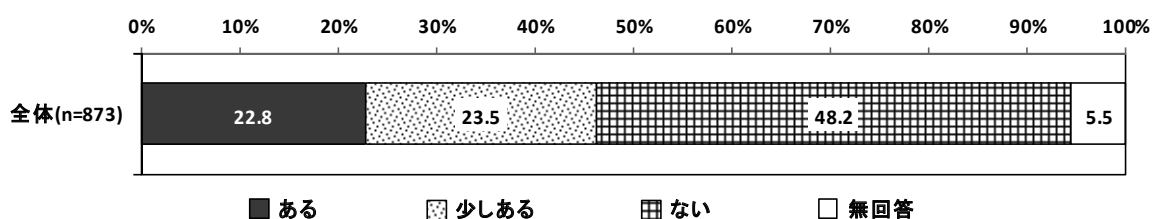
本市では、障がい者週間や各種イベント等におけるキャンペーン活動、市民への人権学習会や心の健康講習会、小学校での福祉体験教室等を開催して、障がいへの正しい理解と認識を深める啓発活動を行っています。

障がい者調査によると、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある人は 46.3%（「ある」22.8%+「少しある」23.5%）と、ほぼ半数を占めており、依然として差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所としては、「学校・職場」（36.9%）や「住んでいる地域」（28.2%）、内容としては、「嫌な気持ちになる発言や暴言」（72.8%）が多くなっています。

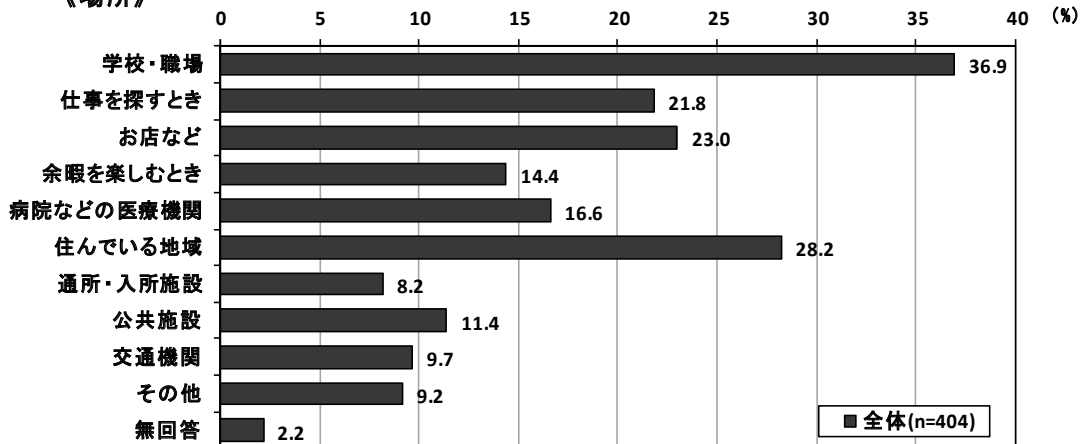
こうした中で、地域社会の中で、障がい者に対する配慮や工夫が後退しているとする人は 3.3%（「どちらかといえば後退している」1.9%+「後退している」1.4%）と、ほとんどいませんが、進んできたとする人は 40.7%（「かなり進んできた」8.6%+「どちらかといえば進んできた」32.2%）と、半数に満たない水準にとどまっています。

#### ■ 障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）こと ■

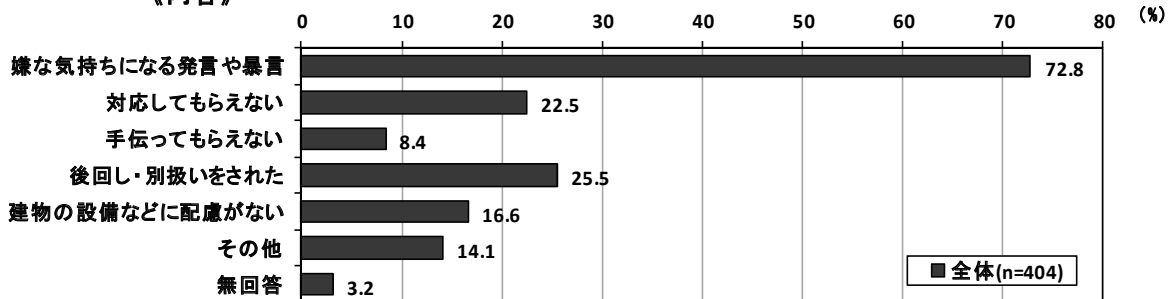


■ 差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所と内容 ■

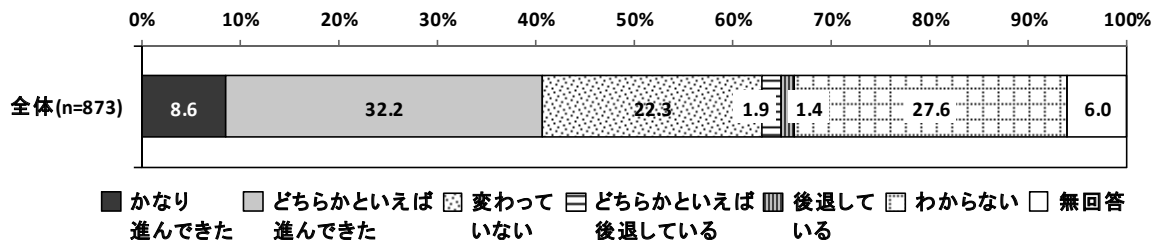
《場所》



《内容》



■ 地域社会の中で、障がい者に対する配慮や工夫 ■



《 施策の方向性 》

- 障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及・啓発により、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- 障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため、暮らしにくさを感じたりすることがないように、障がい者差別解消の理念の普及に努めます。

**【 具体的な取組 】**

取 組	内 容
障がい者差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。</li> </ul>
障がいへの正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント、各種広報誌やマスメディアの活用、企業や学校、地域社会などを通じ、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。</li> <li>● 広報や講演会・講座等による福祉や人権問題に関する啓発活動を推進します。</li> <li>● 障害者基本法で定める「障害者週間」(12月3日～9日)について広報などを通じて周知を図ります。</li> </ul>
人権に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「佐伯市人権施策基本計画」等に基づき、学校教育や生涯学習事業の中で、福祉や人権に対する啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及高揚を図ります。</li> </ul>
学校等での福祉体験教室の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育、社会教育の場で、車いすやアイマスク、手話、要約筆記、点字等の体験教室の開催を支援します。</li> </ul>
精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者等への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携して講演会などを開催し、精神障がいのある人、発達障がいのある人、機能障がいのある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深め、障がいへの正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>
地域における自発的な各種交流活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。</li> </ul>

## (2) 権利擁護の推進

### ■ 現状と課題 ■

様々な権利関係がある社会において、人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、障がい者の権利擁護を一層推進するための体制づくりが求められています。

障がい者虐待防止センターでは、虐待相談等の電話受付を24時間体制で行っています。

佐伯市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、通帳・権利書等の保管、公共料金の払い込み、日常的な金銭管理等のサービス）を展開し、事業内容について、啓発・広報活動を行っていますが、認知度が低いのが現状です。

今後も、援助が必要な障がい者や関係障がい者団体、相談支援専門員等と連携し、各種援助が利用しやすい環境づくりを推進する必要があります。

また、判断能力が充分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）の法的な保護を目的とした制度に成年後見制度があります。介護者の高齢化、親族と疎遠になった障がい者の相談に対し、成年後見制度の申し立て方法など、分かりやすい説明に努めています。また、負担能力がない場合は申し立てに要する費用や成年後見人等報酬について支援を行っており、引き続き制度の利用促進を図ります。

### 《 施策の方向性 》

- 障害者虐待防止法の適切な連用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

### 【 具体的な取組 】

取組	内 容
障がい者虐待防止センターの運営	<ul style="list-style-type: none"><li>● 佐伯市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。</li><li>● 佐伯市地域自立支援協議会の「権利擁護・虐待防止部会」を中心に関係機関との協力体制の整備や、支援体制の充実・強化を図ります。</li></ul>
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障がい者、精神障がい者等について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行います。費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担し、障がい者の権利擁護を図ります。</li></ul>
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 知的障がい者や精神障がい者など判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。</li></ul>
サービス利用に関わる権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けることができるようサービス利用時に発生するトラブル等の適切な解決に努めます。</li></ul>

## 9 行政サービス等における配慮

### 【基本的考え方】

- 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

### ■ 現状と課題 ■

本市では、平成28年11月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する佐伯市職員対応要領」を施行しています。これに伴い不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、障がい特性と対応を記載した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員一人一人が障がいに対する理解を深め、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう、努めています。

### 【具体的な取組】

取組	内 容
障がいのある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」に基づき、市職員に対する障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。</li><li>● 窓口等において職員一人一人が、障がいのある人への合理的配慮について、周知に努めます。</li></ul>



## 第3部 障がい福祉計画（第5期）





## 第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる5つを基本方針とし、その推進を図ります。

### 基本方針1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

### 基本方針2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることについて周知を図ります。

### 基本方針3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

### 基本方針4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

## **基本方針5** 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援について市が実施主体となり、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、保育所訪問等のサービス活用により、地域の保育、教育等の受入支援体制の強化を図ることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## 第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計

### 1 平成32年度（2020年度）の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、平成32年度（2020年度）末における数値目標を設定しました。

#### （1）施設入所者の地域生活への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度（2020年度）末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度（2020年度）末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【施設入所者の地域生活への移行】

年度末時点入所者数		【値】	
平成28年度（A） 【実績】 （H29.3.31時点）	平成32年度 （2020年度） （B）	削減見込 （A－B）	地域生活 移行者数
175人	172人	3人	15人

※2%以上

※9%以上

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【 基本指針による目標設定の考え方 】

#### ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 (県)

平成 32 年度 (2020 年度) 末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

##### 2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 (市)

平成 32 年度 (2020 年度) 末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

##### 3. 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満) (県)

別表第四の一の項に掲げる式により算定した平成 32 年度 (2020 年度) 末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成 32 年度 (2020 年度) 末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

##### 4. 精神病床における早期退院率 (入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点) (県)

入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本とする。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

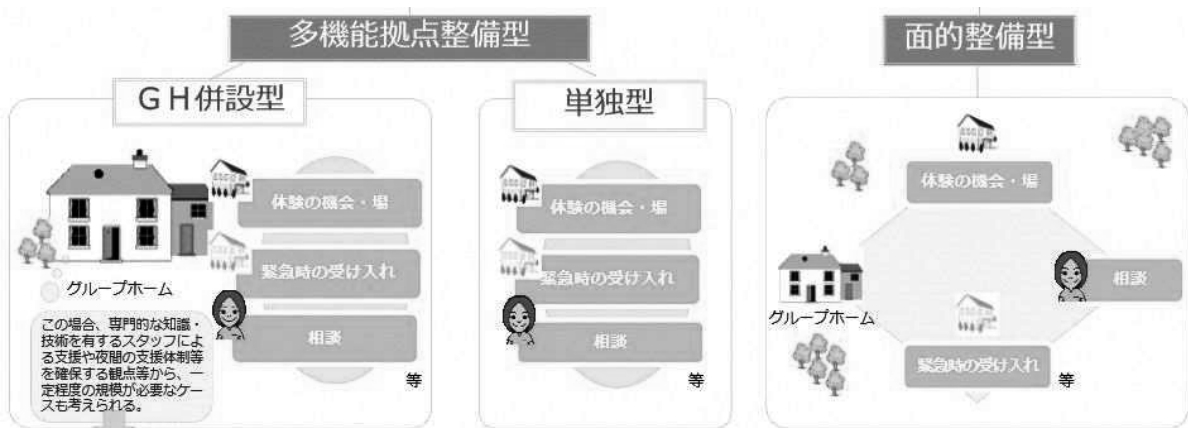
国の指針においては、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制作り）を平成 32 年度（2020 年度）末までに地域に整備することとなっています。

地域生活拠点等の整備については、機能を集約した施設を有する「多機能拠点整備型」と圏域内の各事業所が連携しつつ機能を分担して担う「面的整備型」とが整備手法として挙げられています。

本市においては、佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」を核としつつ相談等に対応するとともに障がい福祉事業所が運営するグループホームや短期入所施設等と十分に連携を取ることで必要とされる居住支援のための機能を確保している状況です。よって、地域生活拠点整備における「面的整備」は達成できていると考えます。

今後は必要に応じて多機能拠点構想の検討を行います。

#### ■ 地域生活支援の推進のための地域生活支援拠点イメージ ■



#### 1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下であること

（厚生労働省資料より）

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度（2020 年度）末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要となる利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。

さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度（2020 年度）末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【福祉施設から一般就労への移行等】

(1) 一般就労移行者数		(2) 就労移行支援事業所の利用者数		(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 28 年度 【実績】 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度 (2020 年度)	平成 28 年度 【実績】 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度 (2020 年度)	【目標値】 平成 32 年度 (2020 年度)
7 人	10 人	13 人	17 人	50%

##### 【就労定着支援（平成 30 年 4 月～）による支援開始 1 年後の職場定着率】

【目標値】 平成 32 年度末 (2020 年度末)
80%

## 2 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成32年度（2020年度）までの見込量を設定しました。

### （1）訪問系サービス

#### ① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

##### 《見込量の考え方》

第4期計画での見込量を下回っています。第5期計画の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績、施設や精神病院からの地域移行者の利用を見込み、平成32年度（2020年度）には利用人数を110人、月平均12.9時間の利用と見込みました。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量	時間分/月	2,030	2,153	2,275	1,330	1,400	1,540	1,326	1,378	1,430
		利用人数/月	116	123	130	95	100	110	102	106	110
	実績	時間分/月	1,189	1,039	1,018	1,262	1,220	1,220			
		利用人数/月	87	81	83	92	87	102			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

##### 《見込量の考え方》

第3期、第4期計画と利用を見込みましたが、2期連続で利用実績はありませんでした。第5期計画では1人の利用を見込みます。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
重度訪問介護	見込量	時間分/月	100	100	100	60	60	60	20	20	20
		利用人数/月	5	5	5	3	3	3	1	1	1
	実績	時間分/月	0	0	0	0	0	0			
		利用人数/月	0	0	0	0	0	0			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。



### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

#### 《見込量の考え方》

第3期、第4期計画での見込量を上回る伸びとなっています。第5期計画の見込量については、在宅の視覚障がい者数を勘案して平成32年度(2020年度)には利用人数を20人、月平均9.3時間の利用と見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期(計画)			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
同行援護	見込量	時間分/月	32	32	32	108	120	120	200	200	200
		利用人数/月	4	4	4	9	10	10	20	20	20
	実績	時間分/月	59	75	92	183	192	154			
		利用人数/月	5	7	10	17	19	19			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### ④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

#### 《見込量の考え方》

第3期、第4期計画での見込量を下回っています。第5期計画の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績を考慮し、平成32年度(2020年度)には利用人数を19人、月平均9.7時間の利用と見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期(計画)			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
行動援護	見込量	時間分/月	350	400	450	280	308	350	190	190	190
		利用人数/月	14	16	18	20	22	25	19	19	19
	実績	時間分/月	278	253	306	180	165	147			
		利用人数/月	17	18	18	17	17	17			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

#### 《見込量の考え方》

第3期、第4期と利用実績はありません。第5期では1人の利用を見込みます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
重度障害者等 包括支援	見込量	時間分/月	0	0	0	372	372	372	372	372	372
		利用人数/月	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	実績	時間分/月	0	0	0	0	0	0			
		利用人数/月	0	0	0	0	0	0			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### [確保の方策]

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応できる体制づくりを進めます。
- 相談支援事業者、サービス提供事業者、病院等関係機関との連携により利用者ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- 障害者支援施設からの退所者等や在宅の重度障がい者のニーズに対応するため、重度訪問介護に関する周知を行うとともに、対応できるサービス事業所の確保に努めます。
- 地域住民に対する障がい理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した在宅生活を可能とするために、地域自立支援協議会の地域生活支援部会兼合同部会などを通じた検討を進めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

#### 《見込量の考え方》

第3期計画での見込量を下回っていましたが、第4期ではほぼ見込みどおりとなっています。

第5期の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成32年度（2020年度）末には利用人数を250人と見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
生活介護	見込量	人日分/月	4,826	4,898	4,922	4,910	4,990	5,070	5,000	5,000	5,000
		利用人数/月	263	269	276	245	250	255	250	250	250
	実績	人日分/月	4,670	4,732	4,990	4,880	4,969	5,055			
		利用人数/月	235	235	243	235	238	245			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

#### [確保の方策]

- サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。
- 相談支援体制の強化により、施設から地域移行が可能な施設入所者、在宅でサービスを利用していない新規利用者への周知を行います。
- 新規の施設整備について、県・事業所と連携の上、促進していきます。

### ② 自立訓練

#### ②-1 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期では利用者は減少傾向にあり、見込量を大幅に下回っています。第4期におけるサービス提供の利用実績、地域移行者等による新規利用の見込み等を考慮し、第5期の見込量については、平成32年度（2020年度）末において4人の利用を見込みました。

## 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日分/月	440	440	484	260	260	260	60	60	60
		利用人数/月	20	20	22	20	20	20	4	4	4
	実績	人日分/月	209	224	149	75	65	39			
		利用人数/月	18	19	12	5	4	3			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### ②-2 自立訓練（宿泊型自立訓練）

知的障がい者・精神障がい者を対象とし、居宅その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を通じて、地域生活への移行を目指します。

#### 《見込量の考え方》

平成29年度末において、8人の利用実績を見込んでいます。

市内にサービス提供事業所がないこと及び宿泊型自立訓練の標準利用期間が2年と限られていることから大きな伸びは見込まれず減少傾向が続くと予想されますが、地域移行者等による新規利用を見込み、平成32年度（2020年度）末において8人の利用を見込みました。

## 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	見込量	人日分/月	-	-	-	183	213	244	210	210	210
		利用人数/月	-	-	-	6	7	8	8	8	8
	実績	人日分/月	337	260	153	139	208	210			
		利用人数/月	12	9	5	5	8	8			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### ②-3 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

平成29年度末において、2人の利用実績を見込んでいます。市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれず地域移行者等による新規利用を見込み、平成32年度（2020年度）末において2人の利用を見込みました。

## 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日分/月	66	88	110	66	66	66	45	45	45
		利用人数/月	3	4	5	3	3	3	2	2	2
	実績	人日分/月	20	21	33	24	47	19			
		利用人数/月	1	1	3	1	2	2			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### [確保の方策]

- 自立生活を希望する人や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業者、入所施設、医療機関、保健行政機関との連携を図り、サービス利用希望者に対し必要な情報提供を行います。
- サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。
- 新規の施設整備について、県・事業所と連携の上、促進していきます。

### ③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

#### 《見込量の考え方》

第3期、第4期と利用実績は見込量を下回っています。

平成29年度末で、17人の利用実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は1箇所となっており、今後の増加は利用者数の関係もあり困難と考えております。

第5期の見込量については、サービスの提供期間に定めがありますが、支援学校卒業者等の新規利用者を見込み、平成32年度（2020年度）末において17人の利用を見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
就労移行支援	見込量	人日分/月	330	440	550	300	360	400	255	255	255
		利用人数/月	15	20	25	15	18	20	17	17	17
	実績	人日分/月	310	235	186	151	254	288			
		利用人数/月	16	12	15	10	13	17			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### [確保の方策]

- 地域自立支援協議会の就労支援部会等において、地域の関係機関等が連携しながら、就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進や企業に対する障がい者理解の促進等、障がい者の就労支援の方策を専門的に検討・研究し、障がい者の就労支援に努めます。
- 特に「就労移行支援事業」については、事業を終了した後一般企業等で働くことができるよう、就業・生活支援センター、就労支援機関、公共職業安定所等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。

#### ④ 就労継続支援

##### ④-1 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

##### 《見込量の考え方》

第4期では見込量を上回る利用実績となっています。

平成29年度末で、37人の利用実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は、2事業所となっています。

第5期の見込量については、現在サービス利用をしている人の高齢化が進み減少傾向になるものと予想されますが、支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成32年度（2020年度）末において35人の利用を見込みました。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
就労継続支援 (A型)	見込量	人日分/月	484	550	550	600	600	700	700	700	700
		利用人数/月	22	25	25	30	30	35	35	35	35
	実績	人日分/月	299	493	684	717	793	726			
		利用人数/月	15	24	34	36	38	37			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

##### ④-2 就労継続支援（B型）

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

##### 《見込量の考え方》

第3期から第4期にかけて利用者は増加しており、平成29年度末で、268人の利用実績を見込んでいます。また、本市内のサービス提供事業所は、9事業所となっています。

第5期の見込量については、平成26年度までの利用者数及び利用時間数の実績、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成32年度（2020年度）末には利用人数を270人の利用を見込んでいます。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
就労継続支援 (B型)	見込量	人日分/月	4,840	5,060	5,500	4,680	4,680	5,040	4,860	4,860	4,860
		利用人数/月	220	230	250	260	260	280	270	270	270
	実績	人日分/月	4,331	4,174	4,442	4,670	4,667	4,462			
		利用人数/月	242	244	241	256	260	258			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### 【確保の方策】

- 一般就労することが困難な障がい者に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう努めます。
- 「佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、事業実施事業所への物品・役務の優先発注等を進め、工賃の向上を図ります。
- 就労へ向けた支援、就労している人の支援、離職・利用を中断している人の状況、ライフステージに応じた支援ができる一貫した相談支援体制を構築します。
- 新規の施設整備についても、県・事業所と連携の上、促進していきます。
- 地域で経済的に自立した生活基盤を築くための基礎となることから、サービス提供者の拡大につながるよう努めていきます。

### ⑦ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

#### 《見込量の考え方》

第5期からの新しいサービスです。計画では、数値目標である一般就労移行者数の平成32年度（2020年度）の目標値を参考に設定しました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
就労定着支援 【新規】	見込量	人日分/月							2	6	10
	実績	人日分/月									

### ⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行います。

#### 《見込量の考え方》

第3期計画中の法改正に伴い、見込量を上回る利用実績でしたが、第4期での利用実績は見込量を下回っています。

平成29年度末で、18人の利用実績を見込んでいます。サービス対象者が限定されると同時に、県内にサービス提供事業所が6事業所と少ないことから大きな伸びは見込まれず、在宅の対象者数も考慮し、平成32年度（2020年度）末において18人の利用を見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
療養介護	見込量	人日分/月	8	8	10	24	24	25	18	18	18
	実績	人日分/月	22	21	21	20	18	18			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

**[確保の方策]**

- 在宅療養中の利用対象者（気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方や筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方など）について、相談支援事業者や関係医療機関等と連携の上、新規利用要望に対応できる体制を確立します。

**⑨ 短期入所**

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

**《見込量の考え方》**

短期入所（福祉型）については、平成29年度末で、33人の利用実績を見込んでいます。このうち市内のサービス提供事業所は2事業所となっています。

第5期の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績、在宅の新規利用者を見込み、平成32年度（2020年度）には利用人数を35人の利用と見込みました。

短期入所（医療型）については、市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれず、在宅の対象者を考慮し、平成32年度（2020年度）末において3人の利用を見込みました。

**【サービスの推移と見込量】**

		単位	第3期			第4期			第5期（計画）		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
短期入所 (福祉型)	見込量	人日分/月	126	140	175	128	142	178	210	210	210
		利用人数/月	18	20	25	13	14	18	35	35	35
	実績	人日分/月	46	90	95	109	107	177			
		利用人数/月	6	10	12	12	13	33			
短期入所 (医療型)	見込量	人日分/月	福祉型に含む			16	18	22	15	15	15
		利用人数/月				5	6	7	3	3	3
	実績	人日分/月	5	11	9	6	22	16			
		利用人数/月	1	4	3	3	6	3			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

**[確保の方策]**

- 相談支援事業者を中心にサービス提供事業所、関係機関等と連携を密にし、緊急時等のサービス利用要望に対しても早急に対応できる体制を強化します。
- 既存施設の増床、介護保険施設や施設運営法人と連携した既存資源を活用し、ニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。



### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

##### 《見込量の考え方》

平成 29 年度末で、115 人の利用実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は、7 事業所となっています。

第 5 期の見込量については、地域移行者、新規利用者を見込み、また、本市内に新たな共同生活援助（グループホーム）設置の計画もあることから、平成 32 年度（2020 年度）末において 120 人の利用を見込みました。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第 3 期			第 4 期			第 5 期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	利用人数/月	95	101	113	95	100	105	120	120	120
	実績	利用人数/月	86	89	96	103	112	114			

※24～26年度は、グループホーム、ケアホームを合算した数字

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

##### [確保の方策]

- グループホームの設置を促進するため、国の補助事業等の活用を図るとともに、空き住居の確認等関係事業所と調整・連携を図り、確保を図ります。
- グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解や偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発に努めます。

#### ② 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

##### 《見込量の考え方》

平成 29 年度末で 178 人の利用実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は 2 事業所となっています。

第 5 期の見込量については、国の指針により施設入所者数の削減割合の目標があるものの、依然、入所待機者がいる実情やニーズを勘案し、平成 32 年度（2020 年度）3 月の月間利用人数を 172 人と見込みました。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第 3 期			第 4 期			第 5 期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
施設入所支援	見込量	利用人数/月	196	194	192	180	178	175	172	172	172
	実績	利用人数/月	185	183	184	179	175	178			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

**[確保の方策]**

○施設入所待機者の状況把握と入所調整し、必要な人が施設を利用できるように努めます。

**③ 自立生活援助**

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

**《見込量の考え方》**

第5期からの新しいサービスのため、見込みは困難ですが、利用者を3人と見込みます。

**【サービスの推移と見込量】**

		単位	第3期			第4期			第5期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
自立生活援助 【新規】	見込量	利用人数/月	/	/	/	/	/	/	3	3	3
	実績	利用人数/月	/	/	/	/	/	/	/	/	/

**(4) 相談支援事業(サービス利用計画作成)**

**① 計画相談支援**

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

**② 地域相談支援(地域移行支援)**

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

**③ 地域相談支援(地域定着支援)**

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

**《見込量の考え方》**

平成23年度までサービス等利用計画作成対象者は、長期の施設入所や入院から地域生活への移行を希望する人、又は判断能力が不十分と考えられる、原則、単身の人など、プログラムに基づく支援を必要とする人に限定されていました。

しかし、平成24年度から全ての障がい福祉サービス利用者及び障がい児通所サービス利用者に対し、サービス等利用計画の作成が必須となり、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の指定は市町村で行うこととなっています。

また、障がい児・者の課題の解決や適切な支援を受けるためにも、情報提供と各種サービスの調整が重要です。そのためには、サービス等利用計画作成に従事する人材の確保も必要です。

5期の見込量について、地域移行推進の影響等も加味した上で120人の利用を見込みました。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	第3期			第4期			第5期（計画）		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
計画相談支援	見込量	利用人数/月	28	58	124	60	65	70	120	120	120
	実績	利用人数/月	8	52	86	78	127	101			
地域移行支援	見込量	利用人数/月	5	5	4	1	1	1	5	10	15
	実績	利用人数/月	1	1	1	0	0	0			
地域定着支援	見込量	利用人数/月	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	実績	利用人数/月	0	0	1	0	0	0			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### 【確保の方策】

- 全てのサービス利用者が対象者となることから、指定特定相談支援事業所の数及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。
- 相談支援専門員等のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、研修等への積極的な参加を促すとともに、サービス等利用計画部会等で自己研修等を実施し、質の向上に努めます。
- 地域の社会資源などの情報提供や障がい福祉サービスをどのように組み合わせて使うのか、といったコーディネート機能が重要となることから、自立支援協議会を基盤としたネットワークを活用していきます。
- サービス対象者に、市のホームページ等を活用し、制度の周知を図っていきます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、「理解・促進研修啓発事業」、「相談支援事業」、「意思疎通（コミュニケーション）支援事業」、「日常生活用具給付等事業」等の必須事業と「福祉ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」等の任意事業があります。

#### (1) 必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

平成29年度実績として、「佐伯市福祉ふれあいセミナー」を開催しています。

##### ② 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な相談などを行う事業です。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、「地域自立支援協議会」に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化を推進します。

本市では3事業所に委託しています。利用者負担はありません。

障がいや生活に関する相談は、障がいのある人が自立した生活を送っていく上で、極めて重要です。現状では、家族や福祉施設職員、相談支援事業所職員などへの相談が行われていますが、今後より多く相談するための場を整備していく必要があります。

#### 【主な取組】

平成23年4月より、市内来島町の佐伯市福祉センター内に「佐伯市障がい者相談支援センター」を設置しましたが、「場所が分かりにくい」、「利便性が悪い」等の意見があったため、平成27年4月から佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内の同一箇所に「佐伯市相談支援センター」と「障がい者就業・生活支援センター」を設置することで、地域の相談支援の拠点と位置づけ、相談支援体制の拡充を図りました。

身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員が常駐することにより、利用者それぞれの障がい特性や実情に応じた的確な情報の提供や助言を、身近なところで気軽に受けられるよう、医療機関、サービス提供事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながら相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るた

めの「基幹相談支援センター」設置を進めてきましたが、現時点では「基幹相談支援センター」の設置はできていません。但し、「佐伯市相談支援センター」を核として機能的には充足しているものと認識しています。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	第3期			第4期			第5期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障がい相談支援事業	見込量	委託箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	実績	委託箇所数	3	3	3	3	3	3			
基幹相談支援センター	見込量	有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	実績	有無	無	無	無	無	無	無			
相談支援機能強化事業	見込量	有無				有	有	有	有	有	有
	実績	有無	無	無	有	有	有	有			

### ③ 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、平成24年度から必須事業として定められています。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、相談支援事業者等が開催する個別支援会議からみえてくる地域課題の認識及び解決方法の検討、社会資源の開発・改善、障がい福祉計画についての意見や答申などを行います。

本市では、平成19年度の自立支援協議会設置以後、専門部会の設置をはじめとして、協議・研究を実施してきました。平成30年度からも引き続き、行政、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域等が連携し、困難事例や個別支援会議からの現状・課題を共有・認識の上、専門部会等で議論を行い、社会資源の改良・開発を推進し、施策に反映することにより地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築について取り組みます。

また、新たに自立支援協議会、専門部会の構成員やそのあり方についても検討していきます。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	第3期			第4期			第5期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
地域自立支援協議会	見込量	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	有	有	有			

### ④ 成年後見制度利用促進事業(報酬助成)

成年後見制度とは、民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度です。

当事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に、申し立て経費を助成します。具体的には、権利財産の擁護のため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を助成します。

### 【主な取組】

- 相談支援事業との連携により利用の拡大を図るとともに、制度の周知から個人申し立ての申請事務の指導等の支援体制を強化します。
- 成年後見制度とともに市民後見人制度の育成、利用を進めていくことも重要であるため、市民や支援の必要な人に関わる福祉事業所等へ広報や講演会を実施し、周知を図っていきます。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	第3期			第4期			第5期（計画）		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
成年後見制度 利用支援事業	見込量	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	無	無	有			

## ⑤ 意思疎通支援事業

### ⑤-1 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話をすることができる手話通訳者を派遣します。

### ⑤-2 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議等の内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障がい者等へ伝えることのできる要約筆記者を派遣します。

### 【主な取組】

事業を担う手話通訳者や要約筆記者の養成に努めるとともに、市役所に手話通訳者等を常駐させ、日常生活に必要な通訳に対応可能な支援体制を確立します。

また、派遣事業の広報活動を進め、サービスを利用していなかった障がい者への周知を行うとともに、市主催の行事やスポーツイベントなどにも手話通訳者等を派遣し、障がい者の社会参加を促進します。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	第3期			第4期			第5期（計画）		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
手話通話者 派遣事業	見込量	回/年	95	95	95	80	80	80	80	80	80
	実績	回/年	65	94	72	58	69	69			
要約筆記者 派遣事業	見込量	回/年	20	22	26	10	15	20	20	20	20
	実績	回/年	4	9	10	22	20	15			

※実績値 29年度は見込み。

## ⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。利用者負担は原則1割です。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。現状では排泄管理支援用具の給付が年々増加しています。障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

### 【サービスの推移と見込量】

		第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
介護・訓練支援用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	4	5	4	7	4	5			
自立生活支援用具	見込量	件/年	25	30	35	22	24	26	15	15	15
	実績	件/年	12	24	20	15	9	11			
在宅療養等支援用具	見込量	件/年	25	30	35	20	22	24	15	15	15
	実績	件/年	16	17	12	14	14	14			
情報・意思疎通支援用具	見込量	件/年	20	22	26	25	27	29	60	60	60
	実績	件/年	38	32	20	33	47	53			
排泄管理支援用具	見込量	件/年	2,400	2,600	2,800	2,100	2,400	2,600	2200	2200	2200
	実績	件/年	1,942	2,038	2,304	1,986	2,031	2,100			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込量	件/年	8	8	8	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	3	3	1	4	3	3			

※実績値 29年度は見込み。

### 【主な取組】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれるため、必要な予算の確保をするとともに、相談支援事業者や入所施設、病院との連携により制度の周知を図ります。また、各種用具の機能や性質の向上、利用者のニーズに合わせた給付品目の見直しを定期的に行うとともに、事業の拡大に努め、利用者の日常生活の向上を図ります。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とするとともに、手話奉仕員養成研修講座を開催することで、聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

### 【主な取組】

手話講座を通年実施し、手話についての理解普及を進めるとともに、手話通訳者等の人材養成に努めます。

## ⑧ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援の必要がある障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

※移動支援は、基本的には車に乗せて支援をすることではなく、移動中・移動先での介助、付き添いです。車を使つての送迎は、道路運送法の許可が必要です。ヘルパーは運転業務ができません。

### 【主な取組】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、地域での自立生活に必要な移動支援サービスの需要が高くなることが予想されるため、現在実施しているマンツーマンによる個別支援型のサービスを基本としながら、グループ支援型や車両輸送型などのサービスについても、安全面や人材確保の点から、サービス提供事業者との協議を踏まえて、今後の実施に向けた検討を行います。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
移動支援事業	見込量	実利用人数	40	40	42	35	35	40	40	40	40
		実施箇所数	20	20	21	10	12	14	9	9	9
	実績	実利用人数	30	42	29	31	31	37			
		実施箇所数	20	11	9	15	15	9			

※実績値 29年度は見込み。

## ⑨ 地域活動支援センター（機能強化）事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

### 【主な取組】

地域活動支援センターは、現在は市内のサービス提供事業所1事業所、市外の1事業所に利用者が通所しています。しかし、サービス提供事業所においては、事業報酬が実績払いのため、事業水準維持が困難な状況にあります。今後、報酬等については、協議・検討を行いながら、安定した事業維持、運営が図れるよう努めます。



## (2) 任意事業

### ① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な障がい者に対して低額な料金で居室を提供し、地域生活を支援します。

#### 【主な取組】

今後の方向性として、グループホーム等への移行が想定されますが、継続して実施事業所へ管理人の人件費分相当額を補助するとともに、必要な支援を行います。

#### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第3期			第4期			第5期(計画)			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
福祉ホーム事業	見込量	実利用人数	10	12	12	2	2	1	1	1	1
		実施箇所数	5	7	8	1	1	1	1	1	1
	実績	実利用人数	4	3	3	1	1	1			
		実施箇所数	3	2	2	1	1	1			

※実績値 29年度は見込み。

### ② 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)の家庭に訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者(児)四肢麻痺・体幹機能障がい・脳性小児麻痺等です。

#### 【主な取組】

継続して実施し、利用希望に対応できる体制を確保に努めるとともに、相談支援事業との連携により、在宅の対象者等への周知を行い、利用の拡大を図ります。

#### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第3期			第4期			第5期(計画)			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
訪問入浴 サービス事業	見込量	年間利用数	250	250	250	220	220	220	450	450	450
		実施事業所数	2	2	2	5	5	7	1	1	1
	実績	年間利用数	280	250	200	368	366	434			
		実施事業所数	3	4	5	3	3	1			

※実績値 29年度は見込み。

### ③ 更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練や就労移行支援施設等で訓練を受けている身体障がい者に訓練経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。また、福祉事業所利用者等が一般就労をした時に就職支度金を給付します。

#### 【主な取組】

第4期計画中の実績はありませんが、継続して実施し、社会復帰と一般就労の促進を図るとともに、事業所との連携を図り対象者の把握と事業周知に努めます。

#### ④ 日中一時支援事業

日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第3期			第4期			第5期（計画）			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
日中一時 支援事業	見込量	年間利用回数	2,400	2,450	2,500	1,800	1,750	1,750	2,200	2,200	2,200
		実施箇所数	7	7	7	10	9	9	9	9	9
	実績	年間利用回数	2,155	1,878	1,752	1,479	1,721	2,213			
		実施箇所数	10	10	10	10	9	9			

※実績値 29年度は見込み。

##### 【主な取組】

サービス提供事業者と連携し、効果的なサービス確保に努めるとともに、学齢期の障がい児を受入れている日中一時支援事業所等に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。

#### ⑤ 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場（5歳児発達相談会等）に巡回支援等を実施し、障がい“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とし実施します。

##### 【主な取組】

大分県発達障がい者支援専門員を派遣調整し、地域における中核的な拠点である「児童発達支援センター」を中心に、福祉、保健、子育て、教育の各担当部門や保育所、幼稚園、学校、児童通所事業所等が連携することにより、児童や発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

## ⑥ 社会参加促進事業

### ・点字、声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報等を提供するため点字・声の広報誌を定期的に配送します。

### ・スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツの普及拡大のため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

### ・運転免許取得、自動車改造助成事業

自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する身体障がい者に対し、取得費用のうち100,000円を限度に助成します。また、自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で所得要件に該当する場合、改造経費のうち100,000円を限度に助成します。

#### 【主な取組】

○障がい者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力を維持・増強するとともに、社会参加ができるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。

## ⑦ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

#### 【主な取組】

- 平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、障がい者虐待防止センターを設置しました。緊急通報時及び虐待発生時の支援体制の確立や、一時保護のための居室の確保を行います。
- 権利擁護・虐待防止部会等の活動を通じ、市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人への虐待防止等に努めます。

## 第4部 障がい児福祉計画（第1期）



## 第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる4つを基本方針とし、その推進を図ります。

### **基本方針1 障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進**

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援します。

### **基本方針2 障がい児への早期且つ一貫性のある支援の提供**

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### **基本方針3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進**

障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

### **基本方針4 質の高い支援の充実と関連機関との連携の推進**

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障がい児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。

また、指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

## 第2章 児童福祉法上のサービス等の見込

### 1 成果指標

基本方針に基づき、以下の施設、サービスを整備します。

#### ●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

佐伯市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。現在は児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業を行い、関係者のスキルアップ等による基盤整備を進めている状況です。今後もインクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

#### ●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保します。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

#### ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域で設置します。

## 2 児童福祉法上のサービス

### (1) 児童発達支援

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

#### 《見込量の考え方》

児童発達支援については、平成 29 年度末で、61 人の実績を見込んでおります。本市内のサービス提供事業所は 2 事業所となっています。

障がい児福祉計画（第 1 期）の見込量については、平成 29 年度までの利用実績、今後の新規利用を見込み、平成 32 年度（2020 年度）末には 70 人の利用を見込みました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	障がい福祉計画							障がい児福祉計画		
		第 3 期			第 4 期				第 1 期（計画）		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
児童発達支援	見込量	人日分/月	200	240	240	350	350	400	770	770	770
		利用人数/月	25	30	30	35	35	40	70	70	70
	実績	人日分/月	153	282	549	620	829	606			
		利用人数/月	17	28	48	53	60	61			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

医療型児童発達支援については、障がい福祉計画（第 4 期）では利用実績はなく、障がい児福祉計画（第 1 期）についても、第 4 期同様 1 人見込んでいます。佐伯市における事業所の単独確保は困難と見込んでおり、広域的な対応が必要と考えられます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	障がい福祉計画							障がい児福祉計画		
		第 3 期			第 4 期				第 1 期（計画）		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	
医療型 児童発達支援	見込量	人日分	-	-	-	5	5	5	5	5	5
		利用人数	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	実績	人日分	0	0	5	0	0	0			
		利用人数	0	0	1	0	0	0			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### (2) 放課後等デイサービス

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

#### 《見込量の考え方》

平成 29 年度末で、81 人の実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は 4 事業所となっています。

障がい児福祉計画（第 1 期）の見込量は、日中一時支援事業からの移行事業者数、新規利用者数等を見込み、平成 32 年度（2020 年度）末において、85 人の利用を見込みました。



### 【サービスの推移と見込量】

		単位	障がい福祉計画						障がい児福祉計画		
			第3期			第4期			第1期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
放課後等 デイサービス	見込量	人日分/月				480	480	540	1,100	1,100	1,100
		利用人数/月	児童発達支援に含む			40	40	40	85	85	85
	実績	人日分/月	162	291	477	716	805	947			
		利用人数/月	20	28	37	47	57	81			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### (3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

#### 《見込量の考え方》

障がい福祉計画(第4期)では、見込量を大幅に上回る利用があり、平成29年度は23人の利用を見込んでいます。

障がい児福祉計画(第1期)の見込量は障がい福祉計画(第4期)の実績から、平成32年度(2020年度)末において30人の利用を見込みました。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	障がい福祉計画						障がい児福祉計画		
			第3期			第4期			第1期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
保育所等 訪問支援	見込量	人日分/月	-	-	-	2	2	2	30	30	30
		利用人数/月	-	-	-	2	2	2	30	30	30
	実績	人日分/月	0	0	1	1	0	23			
		利用人数/月	0	0	1	1	0	22			

※実績値は各年度3月利用分、29年度は見込み。

### (4) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

### 【サービスの推移と見込量】

		単位	障がい福祉計画						障がい児福祉計画		
			第3期			第4期			第1期(計画)		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害児相談支援	見込量	利用人数/月	相談支援の「計画相談支援」に含む						20	25	30
	実績	利用人数/月									

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児福祉計画（第1期）から始まる新しい事業です。

外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問する発達支援です。

### [確保の方策]

- 一般子ども施策と連携し、地域で必要な支援を受けながら、安心して成長できる環境整備を推進します。
- 発達に課題のある子どもに対して、健診等での“気づき”から、早期に個別給付につなげ、療育が必要な子どもや家族に対し療育の機会を提供します。
- 「児童発達支援センター」、「障害児療育支援事業」、「巡回支援専門員派遣事業」等の活用と、子ども・福祉・保健・教育部門の連携を強化し、ライフステージに沿った切れ目ない支援が行われるように、また、身近な地域で専門性の高い療育やサービスの提供体制の構築を推進します。
- 学齢期の障がい児を受入れている日中一時支援事業所に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう、機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。



# 資料

---



## 用語集

### あ行

アクセシビリティ	高齢者、障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのこと。
----------	--

### か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
ケアマネジメント	障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。
権利擁護	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能(高次脳機能)に障がいが見られた状態。
合理的配慮	障がい者一人一人の必要により、その状況に応じた変更や調整などを、負担がかかりすぎない範囲で行うこと。

### さ行

手話通訳者派遣事業	耳や言葉の不自由な人の社会参加を図るため、手話通訳者等を派遣する事業。 佐伯市内で手話通訳者の派遣を必要とする方、聴覚障がい者等を対象とした事業を実施する公共団体、公共的団体などに対し手話通訳者等を派遣している。費用は無料。
障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき市町村に設置する機関。 虐待対応の窓口となる佐伯市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の通報等の受理、防止、相談、助言、緊急一時保護を行っている。
障害者優先調達推進法	障がい者が自立した生活を送るために経済的基盤の確立が必要で、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設から物品の調達を行うよう定めたもの。
障がい者就業・生活支援センター	障がい者の就労機会の拡大を図るため市が設置し、障がい者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援などの支援を行う。

障害支援区分	障がい者に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障がい者の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。区分1から区分6までである。
小児慢性特定疾患医療	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消火器疾患にかかって治療している児童を対象とした医療。
自立支援医療	障害者総合支援法による医療給付であり、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は10%。ただし所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。 ①身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 ②身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される更生医療。 ③精神障がい者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 障がい程度により1級から6級に区分される。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。 障がい程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。

## た行

特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小・中学校または高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、担任への支援、校内委員会の運営や推進役などの役割を担っている。

## な行

難病	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。 指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考え。

## は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。



## ま行

民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談や、援助活動、福祉サービスの情報提供、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などとされている。民生委員と児童委員は兼務とされる。
-----------	--

## や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的には、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年ではパソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する新たな方法も用いられてきている。要約筆記奉仕員とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。 大分県では、障害程度により、A1、A2、B1、B2に区分される。

## 佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項各号に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて定例会、運営会議、部会を設けることができる。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 27 日

告示第 28 号

改正 平成 18 年 7 月 7 日告示第 154 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 37 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 50 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、佐伯市障害者福祉計画及び佐伯市障害福祉計画（以下「障害者福祉計画等」という。）の策定を行うため、佐伯市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者福祉計画等の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、25 人以内の委員で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第 3 号から第 6 号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。

3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 幹事会に代表幹事を置く。

5 代表幹事は、福祉保健部障がい福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 幹事会の招集

(2) その他幹事会の運営に必要な事項

6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 7 日告示第 154 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 37 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 50 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

(平成30年3月現在)

	団体名称等	氏名	備考
1	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	村上 素	副会長(副委員長)
2	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨宮 洋子	
3	佐伯あけぼの会 会長	郡司 一郎	
4	番匠の里育成会 会長	村西 京子	
5	清流の郷 施設長	戸高 六壽	会長(委員長)
6	のびのびランド 施設長	伊達 嘉文	
7	エバーグリーン 管理者	中西 玲子	
8	大分県なおみ園 園長	加藤 るり子	
9	県南福祉会 統括事務長	工藤 豊広	
10	番匠の里 施設長	藤田 淳実	
11	サニーハウス 施設長	三井 久満	
12	NPO法人 虹の翼 理事長	田中 努	
13	NPO法人 清望会 理事長	青木 清一郎	
14	佐伯市社会福祉協議会 常務理事	高瀬 精市	
15	佐伯市民生児童委員協議会 会長	仲矢 和雅	
16	佐伯市ボランティア連絡協議会 会長	田中 生代	
17	佐伯市医師会	曾根 勝	
18	大分県南部保健所 所長	佐藤 紀美子	
19	佐伯公共職業安定所 所長	児玉 晃生	
20	大分県立佐伯支援学校 校長	安藤 英俊	
21	佐伯商工会議所 専務理事	寺谷 英男	
22	佐伯市自治委員会連合会 会長	下川 芳夫	
23	佐伯市福祉保健部 部長	浅利 公彦	
24	佐伯市教育委員会 学校教育課 課長	川野 剛	





■発行年月／平成 30 年 3 月

■発 行／佐伯市

■編 集／佐伯市 福祉保健部 障がい福祉課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

☎ (0972) 22-4514



## 大分県佐伯市

佐伯市障がい者計画(第3次)

佐伯市障がい福祉計画(第5期)

佐伯市障がい児福祉計画(第1期)